

資料4

R03.06.30

令和3年度第1回審議会資料

# 長野市一般廃棄物処理基本計画書

令和 年 月

長野市廃棄物減量等推進審議会

## 目 次

# 第 1 部

## 総論

## 第1章 基本的事項

---

### 1 計画策定の法的根拠（趣旨）

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について計画を定めるものです。

また、本計画は、令和元年10月1日に施行した食品ロスの削減の推進に関する法律第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、同法第13条に基づく食品ロス削減推進計画を位置付けるものです。

なお、本市では、平成29年4月に「長野市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」を施行しました。前計画が令和3年度で満了することから、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画を新たに策定するものです。

### 2 適用範囲・計画期間

#### (1) 適用範囲

市町村は、一般廃棄物の処理に関して統括的な処理責任を有しています。

- ア 対象地域 長野市内全区域
- イ 対象となる廃棄物 長野市で発生する全ての一般廃棄物
- ウ 一般廃棄物のうち食品ロス削減推進計画の対象となる食品廃棄物及び食品ロス

#### (ア) 食品廃棄物

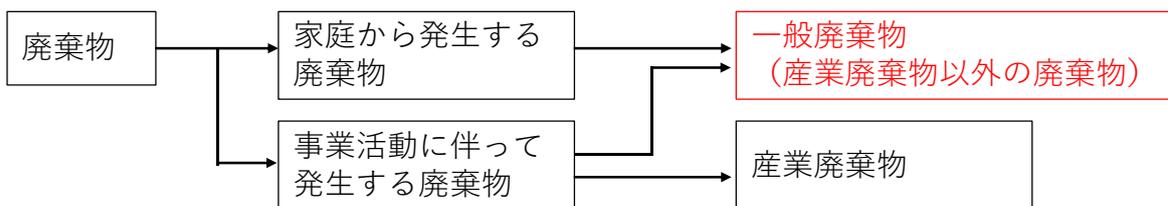
事業系としては食品流通業及び外食産業から、家庭系としては家庭で排出されたものを指します。

#### (イ) 食品ロス

食品ロスとは、食品廃棄物に含まれるもので、本来食べられるのものにも関わらず捨てられる食品のことを指します。具体的には、食べ残し、過剰除去、直接廃棄、規格外品、売れ残り等が該当します。

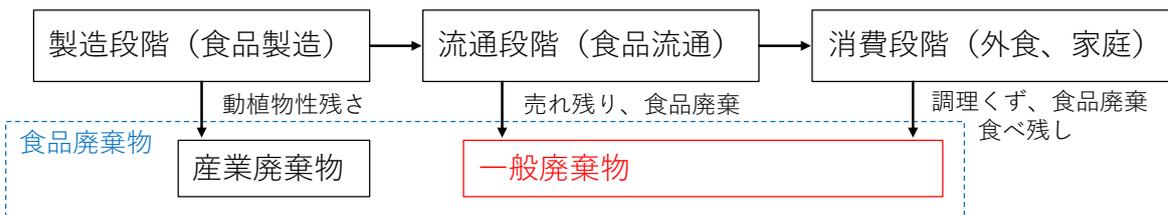
#### (2) 計画期間 **令和4年度 から 令和8年度 まで（5年間）**

図1-1-1 廃棄物の体系図【参考】



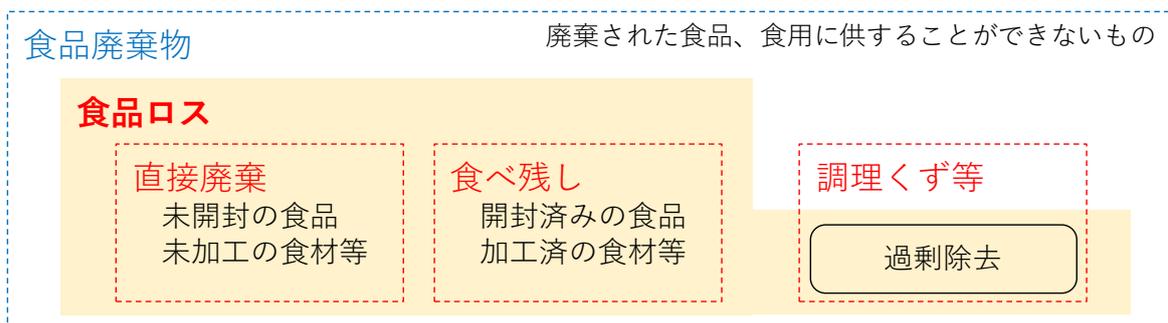
(長野県廃棄物処理計画より)

図1-1-2 食品廃棄物の範囲



(環境省ホームページより)

図1-1-3 食品ロスの範囲



(長野県廃棄物処理計画より)

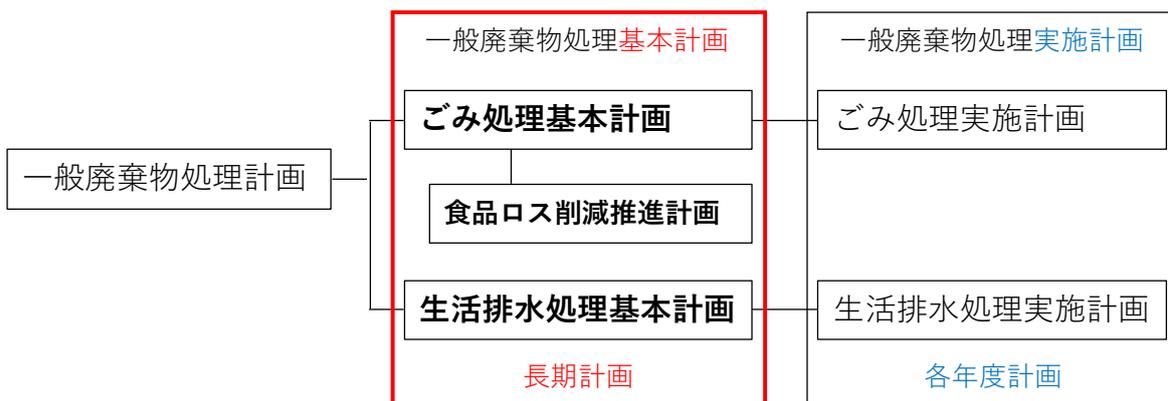
### 3 計画の構成

本計画は、廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画であり、①ごみに関する部分「**ごみ処理基本計画**」と②生活排水に関する部分「**生活排水処理基本計画**」とから構成され、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

また、**ごみ処理基本計画**の中に、食品ロス削減推進に関する部分（以下「**食品ロス削減推進計画**」と言う。）を位置付けています。

なお、本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）は、年度ごとに定めます。

図1-1-4 計画の構成

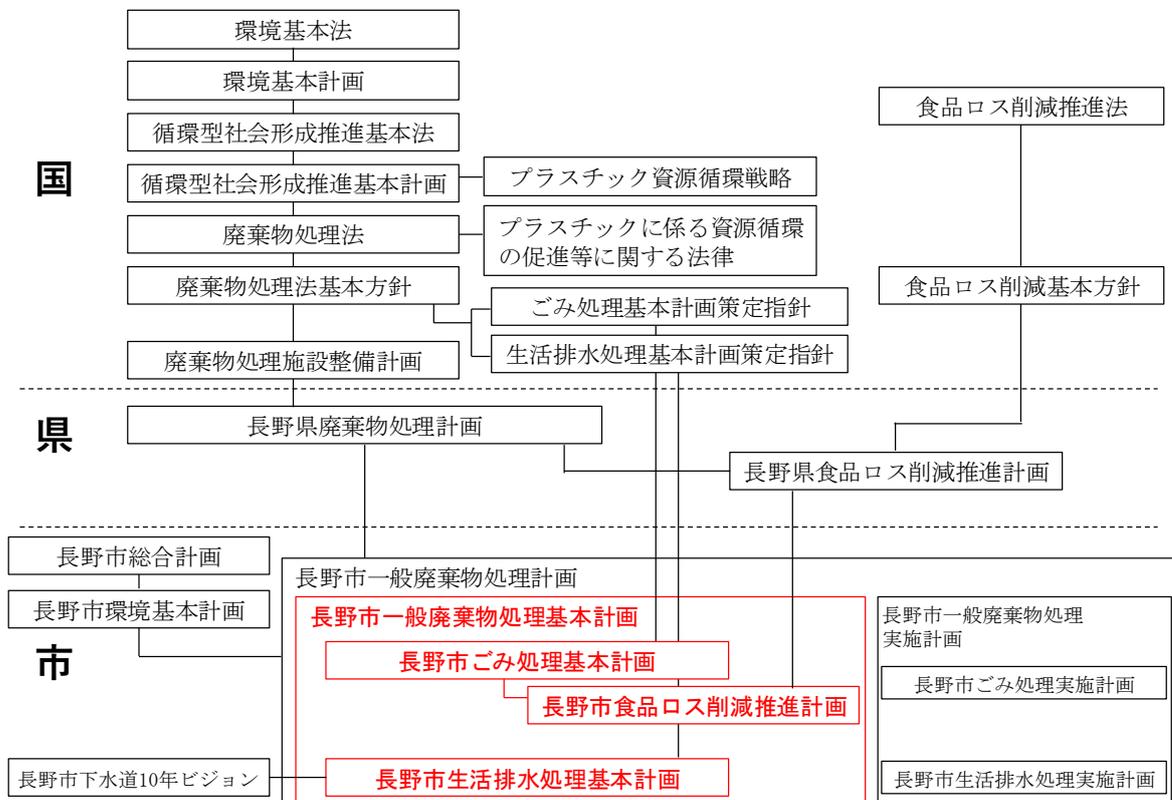


#### 4 他の計画との関係

他の計画との関係は、図1-1-5に示すとおりです。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村の一般廃棄物処理について、他の計画との整合性を図り、長期的視点に立ち数値目標等を定め基本的な方針を明確にするものです。

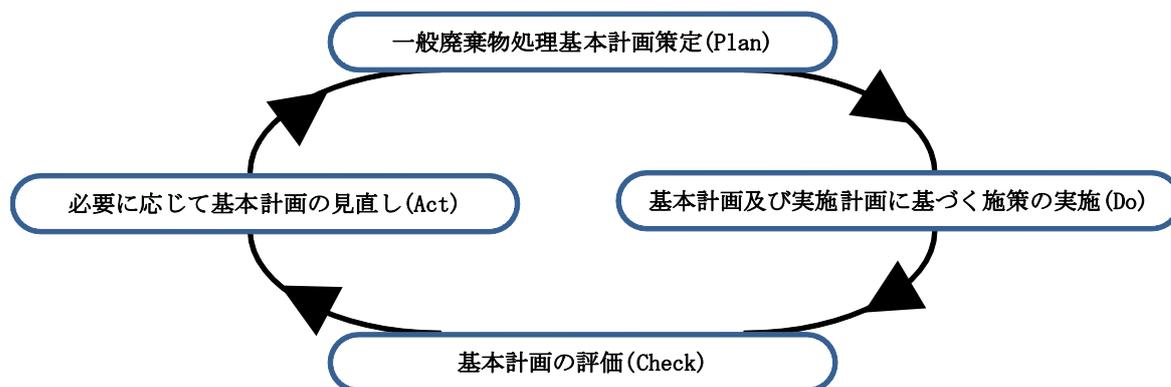
図1-1-5 他の計画との関係



## 5 計画の見直し

本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合など、PDCAサイクルにより継続的に本計画の点検、評価、見直しを行います。

図1-1-6 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル



## 第2章 長野市の概況

### 1 位置・沿革

長野市は平安の昔より善光寺の門前町として発展してきましたが、集落を形成したのは室町時代以降のことであり、江戸時代に人口1万人余の村となりました。その後明治の廃藩置県によって県庁の所在地となり、以後周辺町村との合併の後、明治30年4月1日に市制を施行し、県内初の市として誕生しました。

以来、大正12年、昭和29年、昭和41年、平成17年、平成22年の5回にわたる周辺の市町村との合併を経て都市化が進み、現在面積834.81k㎡、人口38万人余を擁する地方中核都市となりました。

平成5年3月上信越自動車道が開通、平成9年10月には北陸新幹線が開通し、高速交通網が整備され、翌年2・3月に'98冬季オリンピック・パラリンピックを開催しました。平成11年4月には中核市に移行し、地方分権に対応した都市機能の充実を図っています。

人口の推移（国勢調査結果 各年10月1日現在）

年次	①総人口（人）	②世帯数（世帯）	世帯人数（①/②）
平成7年(1995年)	358,512	124,126	2.89
平成12年(2000年)	360,112	130,092	2.77
平成17年(2005年)	378,512	140,842	2.69
平成22年(2010年)	381,511	146,520	2.60
平成27年(2015年)	377,598	150,465	2.51
令和3年(2020年) 4月1日	372,080	162,599	2.29

※令和3(2021)年度は住民基本台帳人口（外国人登録者含む）

※上記の記載内容は、今後、総合計画の記載内容が確定した際に適宜修正させていただきます。

## 2 人口・産業の概況

### (1) 人口動態

(令和2年人口動態結果報告書より)

#### ア 年次別人口及び世帯

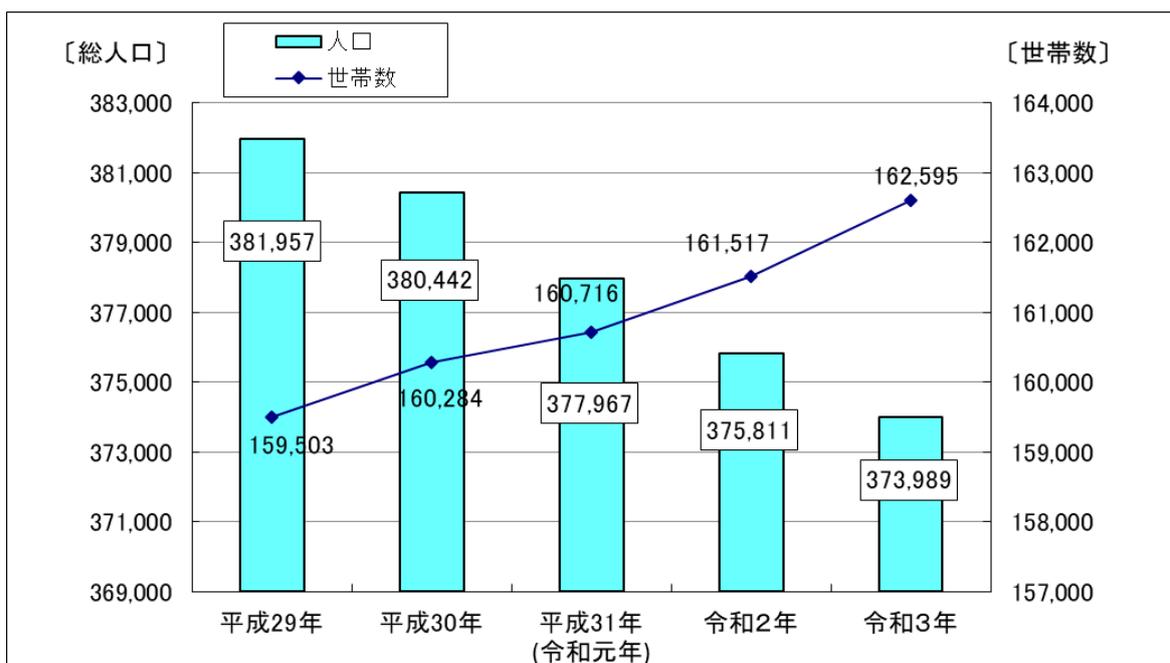
令和3年1月1日現在の長野市の総人口は373,989人で、このうち男性は181,377人(48.5%)、女性は192,612人(51.5%)で、男性と比較すると、女性が11,235人多くなっています。前年と比較すると、総人口は1,822人、男性は852人、女性は970人それぞれ減少し、世帯は1,078世帯増加しました。1世帯当たりの人員は、2.3人となり、前年と同じでした。

また、人口密度は、448.0人/㎢で、2.2人/㎢減少しました。

表1-2-1 年次別人口及び世帯数

年次	1月1日 現在総人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)	面積 (㎢)	人口密度 (人/㎢)	世帯 (世帯)	1世帯当 たり人員 (人)
平成29年	381,957	185,144	196,813	834.81	457.5	159,503	2.4
平成30年	380,442	184,271	196,171	834.81	455.7	160,284	2.4
平成31年 (令和元年)	377,967	183,069	194,898	834.81	452.8	160,716	2.4
令和2年	375,811	182,229	193,582	834.81	450.2	161,517	2.3
令和3年	373,989	181,377	192,612	834.81	448.0	162,595	2.3

図1-2-1 人口及び世帯数の推移



## イ 年齢構成（年齢3区分別人口）

令和3年1月1日現在の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が45,684人（構成比12.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が216,837人（構成比58.0%）、老年人口（65歳以上）が111,468人（構成比29.8%）となりました。

また、前年と比較すると、年少人口は961人、生産年齢人口は1,870人それぞれ減少し、老年人口は1,009人増加しました。

なお、年齢構成比を見ると、年少人口及び生産年齢人口が減少し老年人口が増加する、いわゆる少子高齢化の傾向が伺え、さらに、これは過去5年間とも共通しています。

表1-2-2 年齢3区分別人口

年次	年少人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
平成29年	49,677	13.0	224,324	58.7	107,956	28.3
平成30年	48,806	12.8	222,531	58.5	109,105	28.7
平成31年 (令和元年)	47,750	12.6	220,356	58.3	109,861	29.1
令和2年	46,645	12.4	218,707	58.2	110,459	29.4
令和3年	45,684	12.2	216,837	58.0	111,468	29.8

## (2) 産業の動向（長野市の事業所 平成28年経済センサス-活動調査結果報告書より）

## ア 長野市の事業所数及び従業者数

平成28年6月1日現在における市内の民営事業所（以下「事業所」という。）は19,132事業所、従業者数は183,710人となっています。

男女別にみると、「男」が101,444人（構成比55.2%）で「女」が81,785人（構成比44.5%）となっています。

表1-2-3 地区別事業所数、従業者数

単位：事業所、人

地区名	事業所数	従業者数 総数	従業者数 男	従業者数 女
<b>長野市総数</b>	<b>19,132</b>	<b>183,710</b>	<b>101,444</b>	<b>81,785</b>
第一地区	350	1,880	958	922
第二地区	733	4,692	2,028	2,647
第三地区	1,969	16,876	7,991	8,865
第四地区	663	6,865	3,615	3,226
第五地区	1,168	14,084	7,947	6,113

芹田地区	1,948	24,181	13,472	10,698
古牧地区	1,516	13,621	8,137	5,457
三輪地区	443	3,567	1,712	1,853
吉田地区	677	4,569	2,482	2,073
古里地区	341	3,283	1,446	1,833
柳原地区	265	2,882	1,718	1,120
浅川地区	116	639	267	372
大豆島地区	528	6,032	3,687	2,345
朝陽地区	696	7,077	4,246	2,820
若槻地区	542	5,066	2,230	2,827
長沼地区	206	2,817	1,907	910
安茂里地区	512	3,779	2,143	1,633
小田切地区	20	55	34	21
芋井地区	69	417	235	182
篠ノ井地区	1,464	13,651	7,005	6,630
松代地区	655	5,223	2,852	2,343
若穂地区	467	5,335	3,600	1,713
川中島地区	844	7,183	3,806	3,364
更北地区	1,755	22,154	13,646	8,341
七二会地区	68	333	181	152
信更地区	56	325	171	154
豊野地区	339	2,861	1,557	1,302
戸隠地区	279	1,324	712	612
鬼無里地区	78	423	226	197
大岡地区	51	248	145	103
信州新町地区	245	1,787	1,061	726
中条地区	69	481	227	231

※産業分類に必要な事項が得られなかった事業所を除く。

※従業者数の総数には男女別が不詳の従業者を含むため、男女の合計は総数と一致しない。

## イ 産業（大分類）、事業所数、従業者数及び売上（収入）金額

### (ア) 事業所数

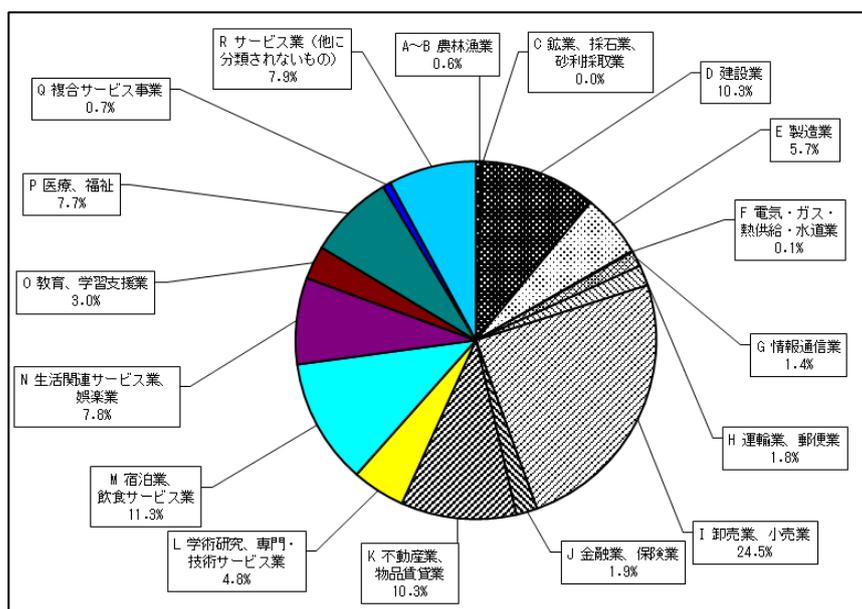
産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が4,685事業所（構成比24.5%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が2,167事業所（同11.3%）、「建設業」「不動産業、物品賃貸業」が1,979事業所（同10.3%）となっています。

表1-2-4 産業（大分類）、事業所数

単位：事業所、%

産業（大分類）		平成28年	
		実数	構成比
A～R	総数	19,132	100.0
A～B	農林漁業	117	0.6
C	鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0
D	建設業	1,979	10.3
E	製造業	1,090	5.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	22	0.1
G	情報通信業	264	1.4
H	運輸業、郵便業	353	1.8
I	卸売業、小売業	4,685	24.5
J	金融業、保険業	362	1.9
K	不動産業、物品賃貸業	1,979	10.3
L	学術研究、専門・技術サービス業	913	4.8
M	宿泊業、飲食サービス業	2,167	11.3
N	生活関連サービス業、娯楽業	1,493	7.8
O	教育、学習支援業	580	3.0
P	医療、福祉	1,480	7.7
Q	複合サービス事業	139	0.7
R	サービス業（他に分類されないもの）	1,505	7.9

図1-2-2 産業（大分類）、事業所数の割合



## (イ) 従業者数

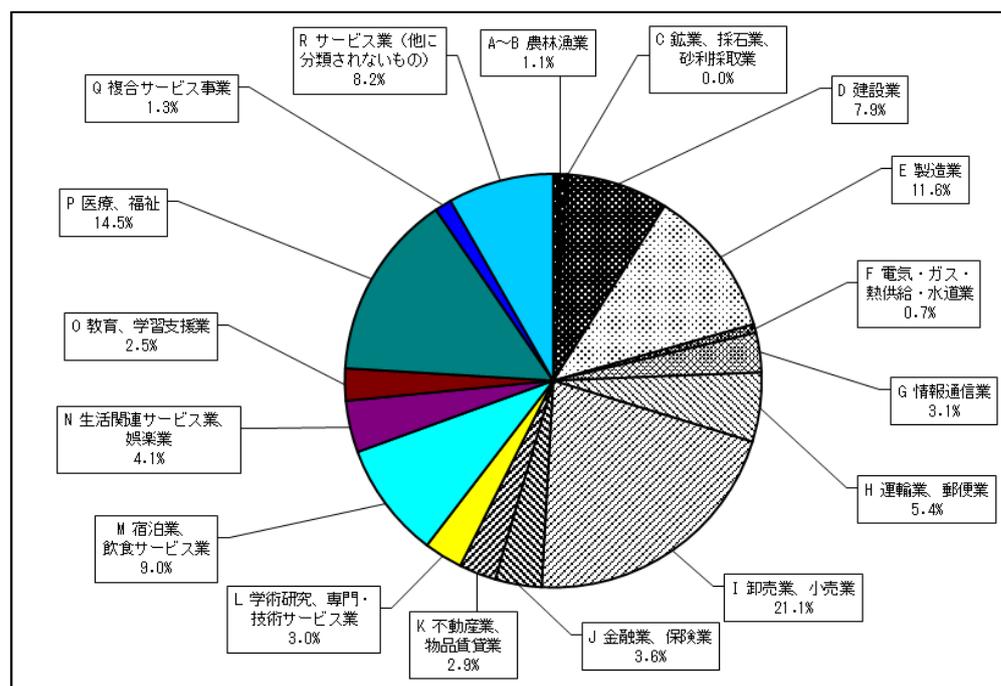
産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が38,819人（構成比21.1%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が26,675人（同14.5%）、「製造業」が21,339人（同11.6%）となりました。

表1-2-5 産業（大分類）、従業者数

単位：人、%

産業（大分類）		平成28年	
		実数	構成比
A～R	総数	183,710	100.0
A～B	農林漁業	1,935	1.1
C	鉱業、採石業、砂利採取業	45	0.0
D	建設業	14,514	7.9
E	製造業	21,339	11.6
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1,244	0.7
G	情報通信業	5,680	3.1
H	運輸業、郵便業	9,932	5.4
I	卸売業、小売業	38,819	21.1
J	金融業、保険業	6,621	3.6
K	不動産業、物品賃貸業	5,270	2.9
L	学術研究、専門・技術サービス業	5,501	3.0
M	宿泊業、飲食サービス業	16,593	9.0
N	生活関連サービス業、娯楽業	7,441	4.1
O	教育、学習支援業	4,615	2.5
P	医療、福祉	26,675	14.5
Q	複合サービス事業	2,412	1.3
R	サービス業（他に分類されないもの）	15,074	8.2

図1-2-3 産業（大分類）、従業者数の割合



## (ウ) 売上（収入）金額

産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が1兆8,548億2,790万円（構成比41.8%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が1兆1,487億4,811万円（同25.9%）、「製造業」が6,092億3,829万円（同13.7%）となりました。

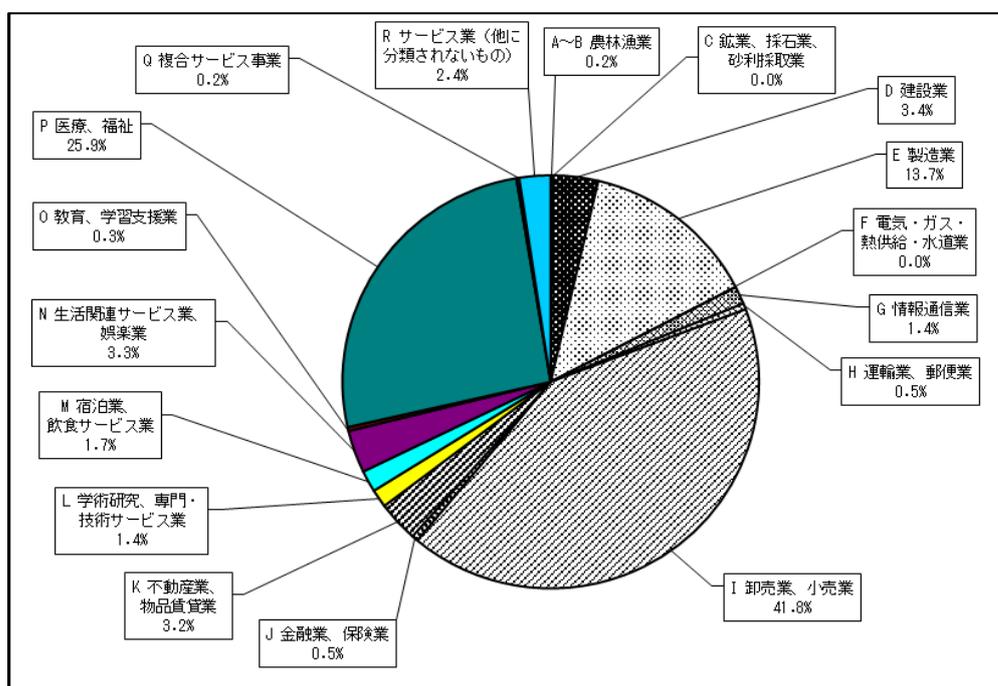
表1-2-6 産業（大分類）、売上（収入）金額

単位：万円、%

産業（大分類）		平成28年	
		売上（収入）金額	構成比
A～R	総数	443,858,046	100.0
A～B	農林漁業	972,796	0.2
C	鉱業、採石業、砂利採取業	46,914	0.0
D	建設業	15,275,471	3.4
E	製造業	60,923,829	13.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	103,568	0.0
G	情報通信業	6,145,451	1.4
H	運輸業、郵便業	2,136,666	0.5
I	卸売業、小売業	185,482,790	41.8
J	金融業、保険業	2,131,179	0.5
K	不動産業、物品賃貸業	14,153,165	3.2

L	学術研究、専門・技術サービス業	6,289,424	1.4
M	宿泊業、飲食サービス業	7,496,999	1.7
N	生活関連サービス業、娯楽業	14,732,086	3.3
O	教育、学習支援業	1,373,327	0.3
P	医療、福祉	114,874,811	25.9
Q	複合サービス事業	963,485	0.2
R	サービス業（他に分類されないもの）	10,756,085	2.4

図1-2-4 産業（大分類）、売上（収入）金額の割合



※これらの記載内容は、今後、統計情報が更新された際に適宜修正させていただきます。

## 第2部

**ごみ処理基本計画**

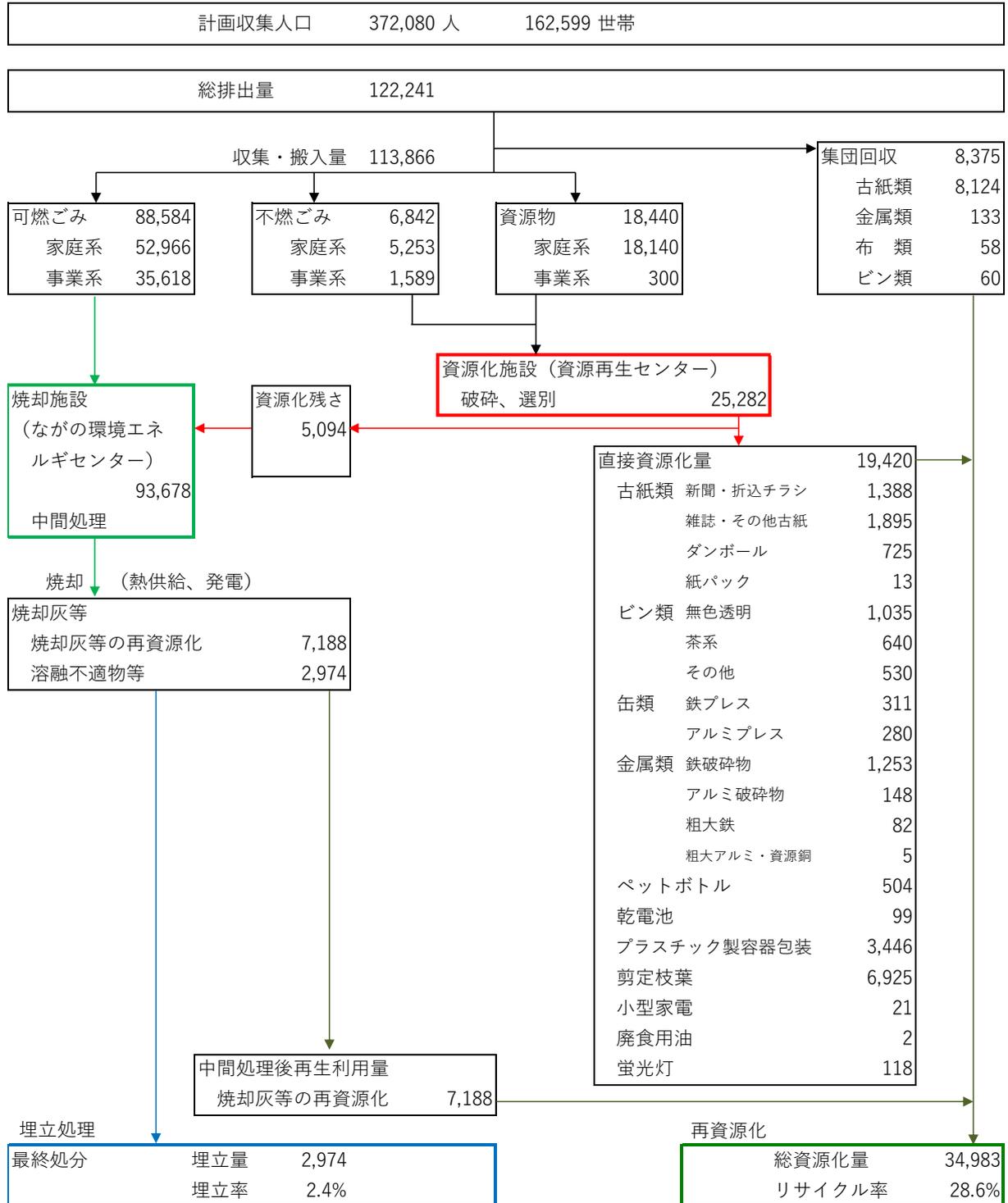
**食品ロス削減推進計画**

# 第1章 ごみ処理、食品ロスの現況

## 1 ごみ処理フロー

令和2年度のごみ処理フローは、次のとおりです。

単位 トン



- (注) 1 計画収集人口は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳の値  
 2 総排出量 = 収集・搬入量 + 集団回収量  
 3 埋立率 = 埋立量 / 総排出量  
 4 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量  
 5 リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量

## 2 ごみ処理体制

### (1) 家庭ごみ

#### ア 家庭ごみの分別区分

本市の家庭ごみの分別は、可燃ごみ（家庭灰含む）、不燃ごみ、資源物6種類の8分別に大別され、拠点回収品目である蛍光灯、廃食用油、小型家電及び携帯電話・スマートフォンを含めると18種別となっています。

#### 8分別 18種別

令和3年4月1日現在

区分	具 体 例	排 出 方 法
可 燃 ご み	生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、プラスチック製容器包装区分外の軟質プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。  濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。
	家庭灰	
不 燃 ご み	せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢、プラスチック製容器包装区分外の硬質プラスチック類など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。
資源物	プラスチック製容器包装 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。
	紙 類 ①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙 に4分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	ビン類（乾電池含む）  ビン類 ①無色透明 ②茶色 ③その他の色 に3分別	ビンと乾電池はバラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のコンテナへ出す。ただし、視覚障がい者については、ビンに分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シ

	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く	ールを貼って出すことができる。
	缶類	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態の不燃ごみ・資源物ステーションの市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
	ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのペットボトルマークのついているプラスチックボトル 	フタ・ラベルを取り、バラの状態の不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。
	剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋（市指定以外の袋）に入れてプラ・枝葉ステーションへ出す。（※）
その他拠点回収している資源物	<u>（家庭用使用済蛍光灯）</u>	割れていないものに限る。（割れているものは、不燃ごみとして出す。）	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所へ持ち込む。
	<u>（廃食用油）</u>	家庭で使い終わった植物性の廃食用油	サンデーリサイクル会場へ持ち込む。
	<u>（家庭用使用済小型家電）</u>	電気や電池で動く電子・電気機器	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店へ持ち込む。
	<u>（家庭用携帯電話・スマートフォン）</u>	家庭で使わなくなったもの	市本庁、支所の使用済み小型家電リサイクルBOXへ入れる。

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

## イ 家庭ごみの分別の経過

平成6年(1994年)8月から可燃ごみ、不燃ごみ、紙、ビン、缶の5分別実施。平成8年(1996年)11月から容器包装リサイクル法（平成9年(1997年)4月一部施行）に先駆け、ペットボトルの分別を実施。平成16年(2004年)4月から、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集を実施。平成21年(2009年)10月から剪定枝葉の分別収集を実施し、現在の8分別となっています。

特に、紙は4種別（①新聞・折込ちらし、②ダンボール、③牛乳パック、④雑誌・その他の古紙）に分けて排出（平成11年(1999年)4月から平成16年(2004年)3月まで

は新聞とチラシを分別し5種に分けていた)、ビンは3種別(①無色透明、②茶色、③その他の色)に分けて排出するなど細分別を求めています。その他に乾電池と家庭灰、平成19年(2007年)4月からは割れていない家庭用使用済蛍光灯を分別しているため、実質16種別となりました。

家電4品目以外の小型家電については、平成25年(2013年)4月に小型家電リサイクル法が施行され、本市でも貴重な金属類のリサイクルのため、平成27年(2015)4月からサンデーリサイクル実施2会場、小型家電回収協力店(長野県電機商業組合加盟の一部店舗)及びながの環境フェア会場で回収しています。

平成29年(2017年)6月には、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び環境省等が主催する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」へ参加し、スマートフォン及び携帯電話の拠点回収を市本庁、支所及び県庁本庁で実施しました。平成31年(2019年)3月末をもって同プロジェクトは終了となりましたが、引き続き市本庁及び支所でスマートフォン及び携帯電話の回収を実施しています。

平成31年(2019年)3月にながの環境エネルギーセンターが供用開始になったことに伴い、平成31年(2019年)4月から家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日に変更しました。

表2-1-1 家庭ごみの分別の主な経緯

昭和57年7月	3分別 ・可燃・不燃・資源ごみの実施
平成6年8月	5分別 ・可燃・不燃・紙・ビン・缶及び指定袋制度開始
平成8年11月	6分別 ・家庭ごみ用指定袋実費負担制度開始(超過量従量型) (※一定枚数まで指定袋を小売店で購入できるチケット制度。一定枚数を超える場合は、市窓口で処理手数料込みの指定袋購入) ・ペットボトル分別収集・資源化開始
平成16年4月	7分別 ・プラスチック製容器包装分別収集・資源化開始
平成21年10月	8分別 ・家庭ごみ処理手数料有料化制度開始(単純従量型) ・剪定枝葉等の分別収集・資源化開始 ・産業廃棄物の市清掃センターへの搬入禁止

## ウ 家庭ごみの収集運搬体制

### (ア) 定期収集ごみ

定期収集ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所(原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみ集積所」という。)及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が以下の収集回数により収集運搬を行っています。

定期収集ごみの排出方法等は、地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」等により周知しています。

表2-1-2 定期収集ごみの収集運搬体制（令和3年4月1日現在）

区分	可燃 ごみ (家庭灰)	プラスチ ック製容 器包装	剪定 枝葉	不燃 ごみ	紙	ビン 乾電池	缶	ペット ボトル
収集回数	週2回	週1回	週1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 2回
集積所数	5, 899			4, 971 (計) 10, 870				
収集時間	8:00～17:00							
収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く地域 委託収集（委託事業者：長野市委託清掃事業協同組合） パッカー車65台、平ボディ車30台、従事者150名</li> <li>・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区 委託収集（豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区ごとに委託） パッカー車15台、平ボディ車10台、作業員82名（※他地区との兼務を含む）</li> </ul>							

※豊野地区の不燃ごみ、ビン、乾電池、ペットボトルの収集は月1回

※信州新町地区の一部及び戸隠・鬼無里・大岡地区の可燃ごみの収集は週1回

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉は、サンデーリサイクル会場で拠点回収を実施

#### (イ) 一時多量ごみ

家庭から一時的に多量に発生するごみについては、次のいずれかにより処理しています。

なお、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターへ持ち込むごみの受け入れ基準は、「家庭ごみ受入廃棄物一覧表」により定めています。

- a 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターへ、不燃ごみは市資源再生センターへ持ち込む。
- b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ処理施設への運搬を依頼する。

#### (ウ) 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）については、次のいずれかにより処理しています。

- a 原則として、購入店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- b 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所または資源再生センターに持ち込む。
- c 郵便局でリサイクル料金支払い後、資源再生センターまたは一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼する。
- d ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物については、直富商事(株)へ排出者が自ら持ち込むか一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼し、別途処理料金を支払うことで処理することができる。

(エ) 資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から発生した資源物の一部について、指定回収場所での拠点回収を実施しています。

a サンデーリサイクル

定期収集以外に紙・缶・ビン・ペットボトルの排出機会を増やすために、毎週日曜日スーパーマーケット等の20か所中、週ごとに定められた箇所の駐車場に置いた収集車両においてこれらの資源物を回収しています。また、蛍光灯・廃食用油（一部会場のみ）・剪定枝葉（一部会場のみ）・乾電池（充電式、ボタン・コイン型電池は対象外）についても回収し、資源化を行っています。

なお、平成27年度からは、2会場において、実施月を限定のうえ、使用済小型家電の回収を実施しています。

b 家庭用蛍光灯

割れていない使用済みの家庭用蛍光灯は、サンデーリサイクル、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、支所、連絡所（信里、柵）で随時回収を実施しています。

c 使用済小型家電

使用済小型家電は、サンデーリサイクル及び市が委託した小型家電回収協力店で随時回収を実施しています。

(オ) 市ごみ処理施設で処理できない廃棄物

家庭から出るタイヤ、コンクリートブロック等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物について、市資源再生センターで事前に予約受付し、市資源再生センターストックヤードで市民から有料で受け入れを行っています。

(カ) スプリングマットレス等

コイル状のスプリングを使用したマットレス及びソファ等は、次のいずれかにより処理しています。

- a 排出者が自ら市資源再生センターへ持ち込み予約し、市資源再生センターストックヤードに持ち込む。
- b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ運搬を依頼するか、同事業者に搬入する。

エ 家庭ごみの主な減量対策

(ア) 指定袋制及びごみ処理手数料有料制度

平成21年(2009年)10月から、より一層のごみの減量、分別の徹底、公平な負担を目的に、可燃ごみ・不燃ごみの指定袋1枚目から手数料を負担いただく単純従量制有料制度を導入し、袋の大きさや種類を追加、デザインも変更しました。資源物については従来どおり無料、プラスチック製容器包装についても、資源物として従来どおり袋の実費分のみで購入することができます。

袋に入らない粗大ごみは、可燃及び不燃ごみについては、指定袋販売店で「粗大ごみシール」を購入（1枚40円）する方法に変更しました。袋に入らないプラスチ

ック製容器包装は、「粗大ごみシール」を貼らずに出すことができます。

なお、手数料については本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により原則として3年ごとに「ごみ処理手数料設定の目安」の観点から点検・見直ししています。(表2-1-3、表2-1-4、表2-1-5)

### ごみ処理手数料設定の目安

(上段が平成21年10月の家庭ごみ処理手数料有料化に際し設定した目安、下段が平成30年度に手数料見直しの際に設定した目安)

- a ごみの減量・再資源化促進という目標達成の原動力となるか  
(一定の排出抑制効果(10%以上の削減効果)を得ているか)
- b 市全体のごみ処理経費からみた場合、その負担割合として妥当であるか  
(ごみ処理経費からみた手数料負担割合に大きな変化がないか)
- c 家計からみた場合、その負担感が大きすぎずかつ分別努力に結び付くか  
(1世帯当たりの月額負担額に大きな変化がないか)
- d 先進都市や同規模都市のごみ処理手数料を参考とする  
(周辺市町村の手数料と比較して大きな差がないか)

表2-1-3 家庭ごみ処理手数料の概要

分別区分	ごみ処理手数料
可燃ごみ	指定袋1リットル当たり1円(単純従量制)
不燃ごみ	
粗大ごみ(※1)	粗大ごみシール1枚につき40円
資源物	無料

※1 粗大ごみとは、指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみをいう。

※2 直近では、平成30年度に手数料の見直しを実施し、排出抑制効果が継続されていることなどから、改定しないこととした。

表2-1-4 家庭ごみ指定袋制及びごみ処理手数料有料制度の主な経緯

平成4年(1992年)11月	5分別収集モデル実施に併せて指定袋配布(モデル地区順次拡大)
平成6年(1994年)8月	5分別収集全市実施に併せて指定袋無料配布(可燃120枚・不燃24枚)
平成8年(1996年)11月	指定袋実費負担制度(購入チケット制)・超過分有料制度導入(可燃・不燃合せて160枚/年まで購入可、161枚以上200枚までは手数料徴収)
平成16年(2004年)4月	プラ容器分別収集全市実施に合せ、購入可能枚数200枚に変更
平成21年(2009年)10月	単純従量制有料制度(手数料上乘せの指定袋販売)導入に併せ、購入チケット制を廃止

表2-1-5 家庭ごみ指定袋の対比

【平成21年(2009年)9月まで】

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレン	(大) 730×500×0.03 (30ℓ)	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)	赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋	高密度ポリエチレンベース	730×500×0.025 (30ℓ)	黄色	

\*指定袋には6か国語(英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語)で種別などを標記

【平成21年(2009年)10月から】 \*デザイン変更・容量追加

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレンベース	(特大) 730×650×0.03 (40ℓ)	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(大) 730×500×0.03 (30ℓ)		
		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)		
プラスチック製容器包装用指定袋		(特大) 440×380×0.025 (10ℓ)		
		(大) 730×500×0.03 (30ℓ)	黄色	
		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)		

\*指定袋には6か国語(英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語)で種別などを標記

### 家庭ごみ処理有料化制度の3つの目的

コスト意識を持っていただき

ごみの減量を

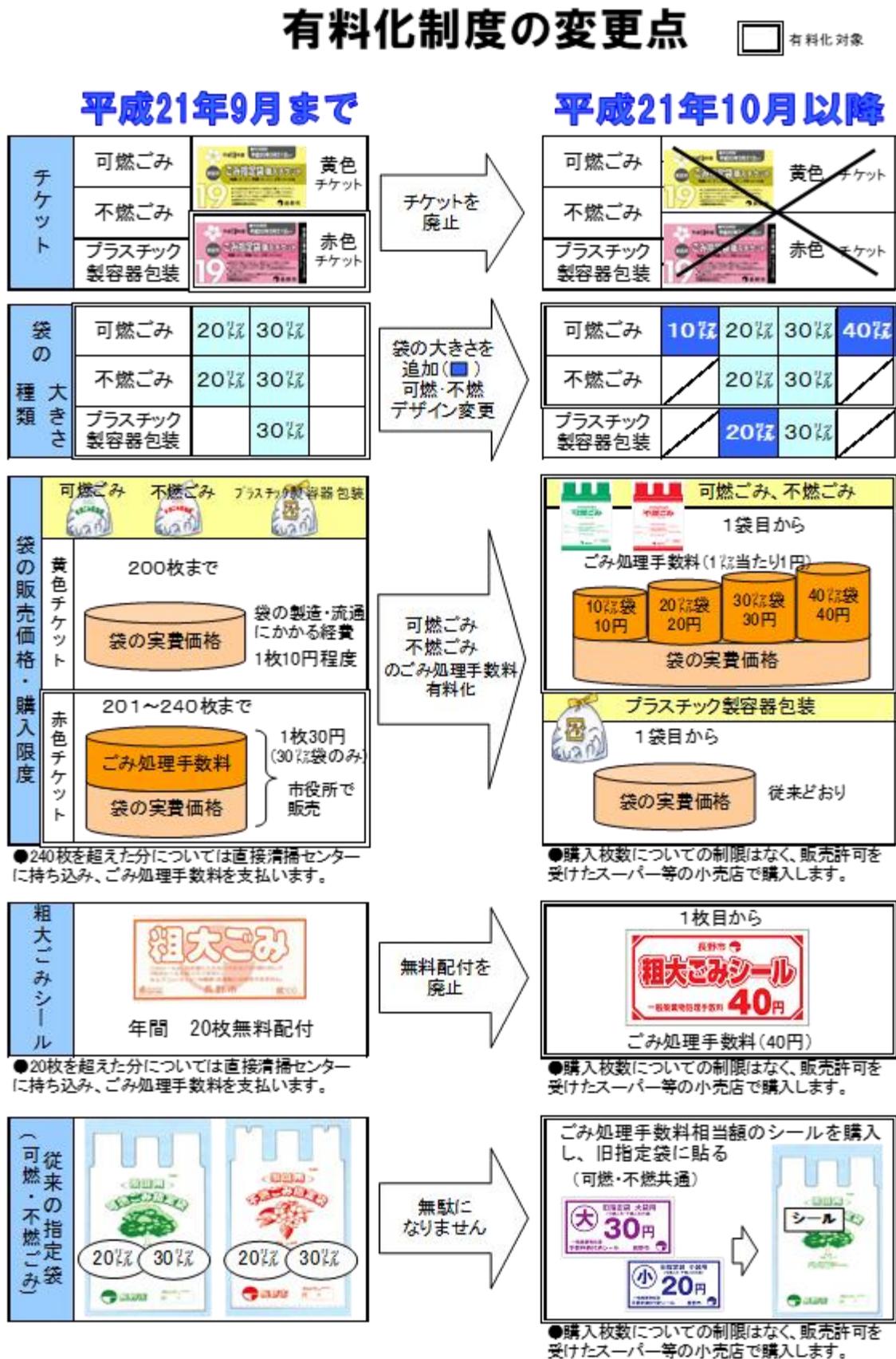
ごみは有料 でも資源は無料

分別の徹底へ

ごみ減量に努力する人 しない人

排出量に応じ  
公平な負担

図2-1-1 家庭ごみ処理手数料有料制度の変更点



(イ) 資源回収報奨金

(昭和51年度(1976年度)から)

ごみの減量、再資源化を促進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物(古紙類、缶類、布類及びびん類)の回収を行った団体に対し、資源業者への引渡し量に応じて報奨金(6円/kg)を交付しており、各団体は活動費等に有効活用しています。

なお、古紙類及び布類について、回収業者への引渡しが無償の場合(逆有償)に対応するため、古紙類の品目に応じて平成9年度から逆有償分を補てんする加算金の交付も行っています(9年度は全額、10年度以降は限度額を定め加算金を交付。29年度から対象品目に布類を追加)。

表2-1-8 資源回収量及び交付金額

年度	実施 団体数	項目(単位)	古紙類	ビン類	布類	缶類	合計
28	549	量(kg)	11,421,784	129,473	120,600	128,509	11,800,366
		金額(円)	68,530,704	776,838	723,600	771,054	70,802,196
		量(kg)	2,249,248				2,249,248
							73,051,444
29	549	量(kg)	10,910,068	112,490	114,311	129,323	11,266,192
		金額(円)	65,460,408	674,940	685,866	775,938	67,597,152
		量(kg)	2,139,311				2,139,311
							69,736,463
30	560	量(kg)	10,266,134	107,296	103,915	127,503	10,604,848
		金額(円)	61,596,804	643,776	623,490	765,018	63,629,088
		量(kg)	1,891,340				1,935,185
							65,564,273
R1	568	量(kg)	9,589,594	93,109	107,456	135,239	9,925,931
		金額(円)	57,537,564	558,654	644,736	811,434	59,555,586
		量(kg)	1,851,073				1,898,917
							61,454,503
R2	535	量(kg)	8,123,849	60,223	58,237	132,699	8,375,008
		金額(円)	48,743,094	361,338	388,920	796,194	50,250,048
		量(kg)	1,667,263				1,706,761
							51,956,809

※合計金額上段は報奨金額(逆有償除く)、古紙類金額下段及び合計金額中段は逆有償の加算金額、

合計金額下段は合計報奨金額

(ウ) 生ごみ自家処理機器購入費補助金

(平成4年度(1992年度)から実施 ※電動・手動機器は平成8年度(1996年度)から実施)

生ごみの減量・再資源化の推進を図るため、家庭で使用する生ごみ自家処理機器を購入・設置した市民に対し補助金を交付しています。

なお、電動・手動生ごみ処理機器については、交付後に今後の生ごみの減量施策の参考とするため、使用状況等の把握をアンケートにより実施しています。

表2-1-9 生ごみ自家処理機器購入費補助金制度の概要 (令和元年7月1日現在)

生ごみ自家処理機器等の種類	補助内容 (1個・1台につき)	補助個数/申請回数
ぼかし容器、コンポスト容器	3,000円以内	1世帯1個まで (17年度まで100%未満1,500円以内、100%以上3,000円以内)
電動(手動)生ごみ処理機 ディスポーザ(機械処理タイプ)	補助率 購入費の1/2 上限 30,000円	1世帯1台まで

※平成27年(2015年)4月からディスポーザ(機械処理タイプ)を対象品目へ新たに追加しました。

※平成26年(2014年)6月から対象品目としていた段ボールコンポストと基材は、これまでの実績を踏まえ、平成28年(2016年)5月をもって対象品目から除くこととしました。

※令和元年7月から、一世帯につき各1回限りの申請とし、コンポスト・ぼかし容器の申請個数を一世帯1台までに変更しました。

表2-1-10 生ごみ自家処理機器購入費補助金交付実績

年度	ぼかし容器、 コンポスト容器		電動(手動) 生ごみ処理機		段ボールコンポ スト基材セット		基材のみ		合計	
	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)
28	169	456,600	107	2,765,200	—	—	3	700	279	3,222,500
29	138	369,000	94	2,437,900	—	—	—	—	232	2,806,900
30	94	254,100	96	2,201,000	—	—	—	—	190	2,455,100
R1	100	286,200	73	1,684,500	—	—	—	—	173	1,970,700
R2	126	186,700	64	2,323,600	—	—	—	—	190	2,510,300

※生ごみ一次生成物回収事業として、電動生ごみ処理機や段ボール等からつくられた生ごみ一次生成物を、市役所(受付窓口:平日 生活環境課、休日 警備員室)で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体の農場で完熟堆肥にし、野菜づくり等に活用しています。

## (2) 事業ごみ

### ア 分別区分・収集運搬体制

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとしています。

また、事業者は、事業ごみの減量その他適正な確保等に関し、市の施策に協力するものとしています。

本市の事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理するものとしています。

- (ア) 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは市資源再生センターに自己搬入する。
- (イ) 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者に自己搬入する。
- (ウ) 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- (エ) 国民宿舎松代荘の調理過程で発生する野菜くずは、資源への転換を促進するため、国民宿舎松代荘は、野菜くずの運搬を市農業研修センターに委託する。

### イ 事業ごみの主な減量対策

事業所から排出されるごみについては、事業者はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者自らが事業系一般廃棄物を5分別（可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル）し、処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理するものとしています。なお、同年4月からは事業系一般廃棄物5分別と産業廃棄物（一部は市清掃センターで受入れ）に分別されていないごみの市処理施設への搬入を禁止しています。

市清掃センター焼却施設の老朽化を背景に、また、より一層のごみ減量のため、従来一般廃棄物処理に支障が生じない範囲において一部受け入れてきた、紙くず、木くずなどの産業廃棄物について、平成21年(2009年)10月から受入れしないこととしました。また、造園業などの剪定枝葉（一廃）についても民間リサイクル事業者への誘導を図り、同日から原則搬入禁止としました。

事業ごみのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業許可業者により処理施設まで運搬されています。(表2-1-11) 令和3年4月1日現在市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は192事業者（し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しています。

既存許可業者に対しては、適正な収集運搬業確保のため、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターにおいて、随時、展開検査を実施し、指導しています。

表2-1-11 令和2年度ながの環境エネルギーセンターに搬入された事業系可燃ごみ内訳

運搬区分		単位	数量	割合 (%)	1車両当たり の搬入量
許可	車両台数	台	25,657	41.0	1.26
(業者へ委託)	搬入量	トン	32,300	90.8	
自己搬入	車両台数	台	36,878	59.0	0.09
(自ら持込み)	搬入量	トン	3,276	9.2	
合計	車両台数	台	62,535	100.0	0.57
	搬入量	トン	35,576	100.0	

(ア) 直接搬入ごみ処理手数料

ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへ直接搬入する事業ごみ及び家庭から一時的に多量に発生するごみについては、長野広域連合及び市において処理原価等を勘案した手数料を設定しています。

なお、手数料については家庭ごみ処理手数料と同様、原則として3年ごとに見直ししています。(表2-1-12)

表2-1-12 直接搬入ごみ処理手数料

ながの環境エネルギーセンターに搬入するもの

区分		手数料	
		H31(2019).3.1~	
可燃ごみ	10キログラムまでごとに	160円	

資源再生センターに搬入するもの

区分		手数料	
		~H31(2019) .3.31	H31(2019) .4.1~
不燃ごみ	10キログラムまでごとに	200円	170円
プラスチック製容器包装	10キログラムまでごとに	30円	
資源物			

剪定枝葉等	平成21年(2009年)10月1日から 家庭系のみ、事業系不可	無料	
特定家庭用機器廃 棄物	搬送(1台当たり)	1,400円	1,500円
犬、猫等の死体 (※)	一般焼却(1体につき)	500円	廃止
	分離焼却(1体につき)		
	5キログラム未満	7,600円	
	5キログラム以上15キログラム未満	10,400円	
	15キログラム以上	12,500円	

※犬、猫等の死体の処理手数料については、分離焼却は平成30年(2019年)3月31日をもって廃止。一般焼却は、ながの環境エネルギーセンターで引き続き実施するが、手数料は可燃ごみと同様10キログラムまでごとに160円

(イ) 多量排出事業所対策

特定建築物(「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定めるもの)の占有者、大規模小売店その他の事業所のうち事業ごみの排出量が1日平均50kgを超えるものを対象に、「事業ごみの減量に関する計画書」の作成・届出、「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けています。

また、平成17年度(2005年度)から多量排出事業所に対して現状確認調査を行い、事業ごみの現状把握と減量に向けた具体的指導を行っています。平成27年度(2015年度)からは、中小規模排出事業者に対し、地区を限定して現状確認調査を実施しています。(表2-1-13)

表2-1-13 対象件数及び「減量計画書」提出状況

年 度	2 8	2 9	3 0	R1	R2
対象件数	211	211	206	206	201
計画書提出件数	207	209	204	188	187
提出率 (%)	98.1	99.1	99.0	91.7	93.0

### (3) 資源化、中間処理及び最終処分方法

主な品目の資源化、中間処理及び最終処分方法は次に掲げるとおりです。

#### ア 可燃ごみ

可燃物は、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理しています。焼却して発生した焼却灰（主灰）及び除塵飛灰の一部は、熔融しています。

焼却処理して発生するものには、主灰、除塵飛灰、脱塩飛灰、熔融不適物（磁性物など）があります。また、熔融して生成・発生しているものには、熔融飛灰、メタル、スラグがあります。これらは、ながの環境エネルギーセンター運営事業者（(株) E c o H i t zながの）の委託事業者または長野広域連合委託事業者が再資源化または埋め立てしています。

焼却処理に伴い発生した熱で、発電・熱利用を行い、積極的にエネルギーを有効活用しています。発電された電気の一部は、市立の小中高等学校80施設に供給し、電力の地産地消を図っています。また、隣接する「サンマリーンながの」へ冷暖房の熱源を供給しています。

#### イ 不燃ごみ

資源再生センター資源化施設で破碎・選別処理（資源化处理）し、鉄・アルミの有価物は長野資源協同組合に売却しています。資源化处理した後の残渣（資源化残渣）は、ながの環境エネルギーセンターに搬入し、中間処理（減容処理）した後、資源化または最終処分しています。

#### ウ 缶類

資源化施設で選別・プレスして民間事業者に売却し、リサイクルしています。

#### エ プラスチック製容器包装及びペットボトル

市資源再生センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設で梱包した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。

#### オ ビン類

無色透明、茶色及びその他の色の3色に区分された状態でストックし、無色透明・茶は長野資源協同組合に売却、その他の色は(公財)日本容器包装リサイクル協会に引渡ししています。

#### カ 紙類

集積所から収集したものは、長野資源協同組合に直接搬入し、売却しています。

#### キ 剪定枝葉等

集積所から収集したものは、委託先の民間資源化事業者へ搬入し、資源化していません。

市資源再生センターに直接搬入される剪定枝葉等は、市資源再生センター内のストックヤードで受け入れた後、委託先へ搬入し、資源化しています。

図2-1-2 家庭ごみ・資源物のゆくえ（平成31年(2019年)4月1日現在）

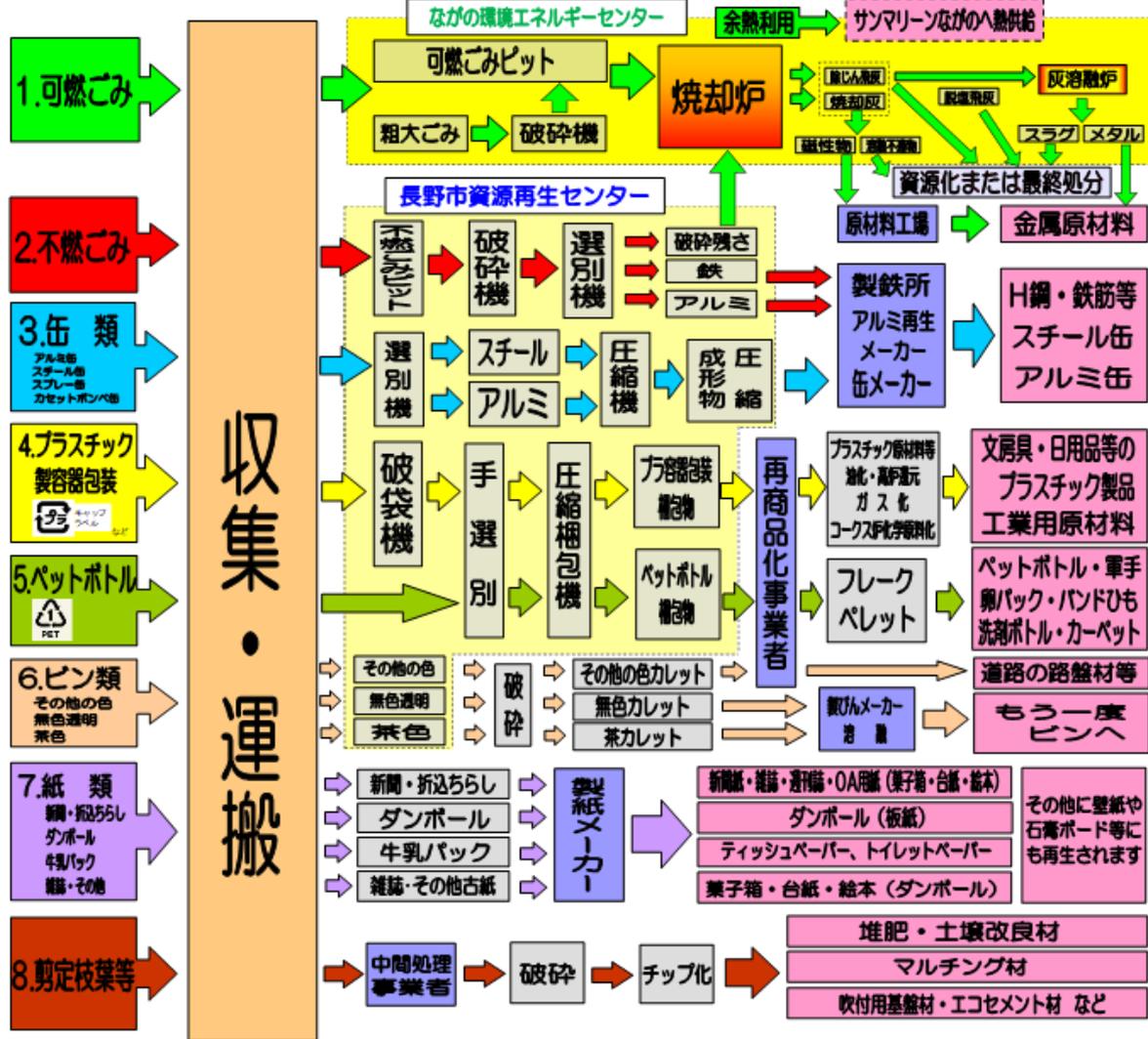
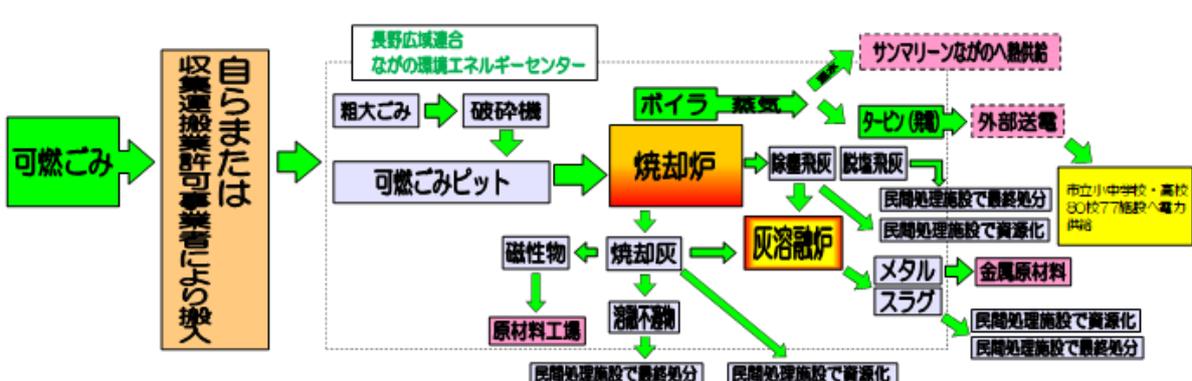


図2-1-3 事業系ごみのゆくえ（平成31年(2019年)4月1日現在）



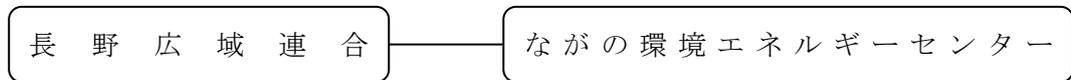
(4) ごみ処理施設の運営管理体制

ごみ処理施設の管理運営体制は次に掲げるとおりです。

なお、平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターで処理しており、ごみ処理体制が全市統一されています。

また、本市が加盟する長野広域連合では、ごみ処理広域化基本計画を策定しており、将来(令和11年度)計画しているごみ処理システムは、図2-1-4に示すとおりです。

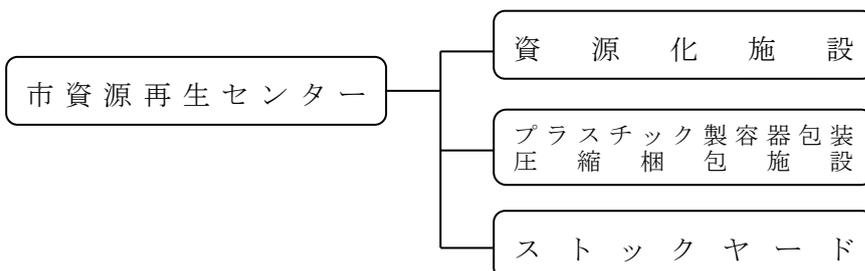
ア ながの環境エネルギーセンター(中間処理施設)



中間処理施設

施設	処理能力等	備考
ながの環境エネルギーセンター (松岡2-27-1)	全連続燃焼式 405トン/24h (135トン/24h×3炉) ストーカ式焼却炉	平成31年(2019年)3月1日稼働 (平成30年(2018年)10月17日から 平成30年(2019年)2月28日までは 試運転) 発電出力 7,910kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極的に有効活用(発電・熱利用) 発電された電気の一部を市立の小中高等学校80校77施設に供給 隣接するサンマリーンながのへ冷暖房の熱源を供給

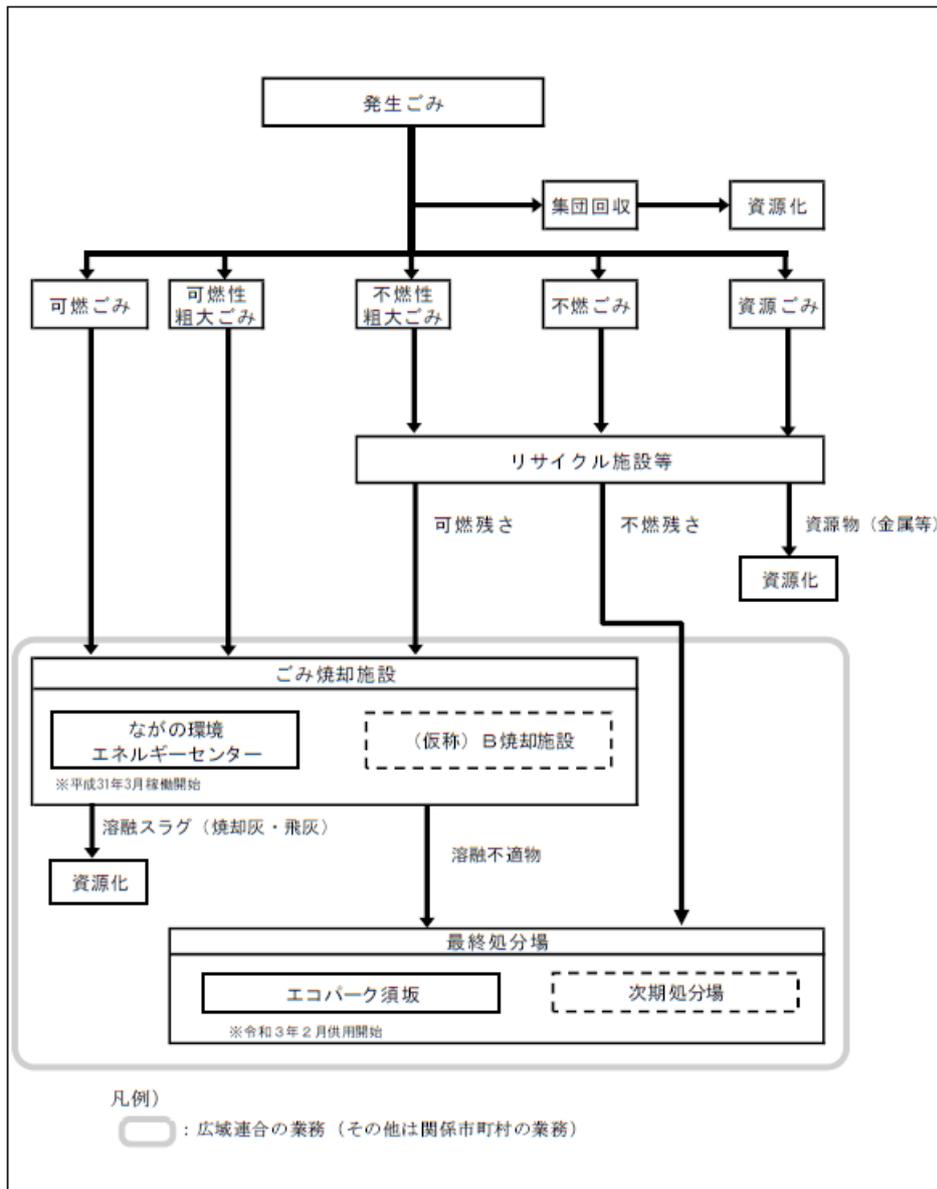
イ 資源再生センター(資源化施設・保管施設)



資源化施設・保管施設

施設	処理能力等	備考
資源化施設 (松岡2-42-1)	不燃系 150トン/5h 回転式破碎処理、選別処理 資源系 20トン/5h 鉄・アルミ圧縮処理	平成8年4月稼働開始
プラスチック製 容器包装圧縮 梱包施設 (松岡2-42-1)	10トン/5h×2系列 油圧式、ラッピング+PPバンド	平成16年7月稼働開始
ストックヤード (松岡2-42-1)	処理困難物の一時保管	令和3年4月稼働開始

図2-1-4 長野広域連合が将来計画しているごみ処理システム



### 3 ごみ処理の実績

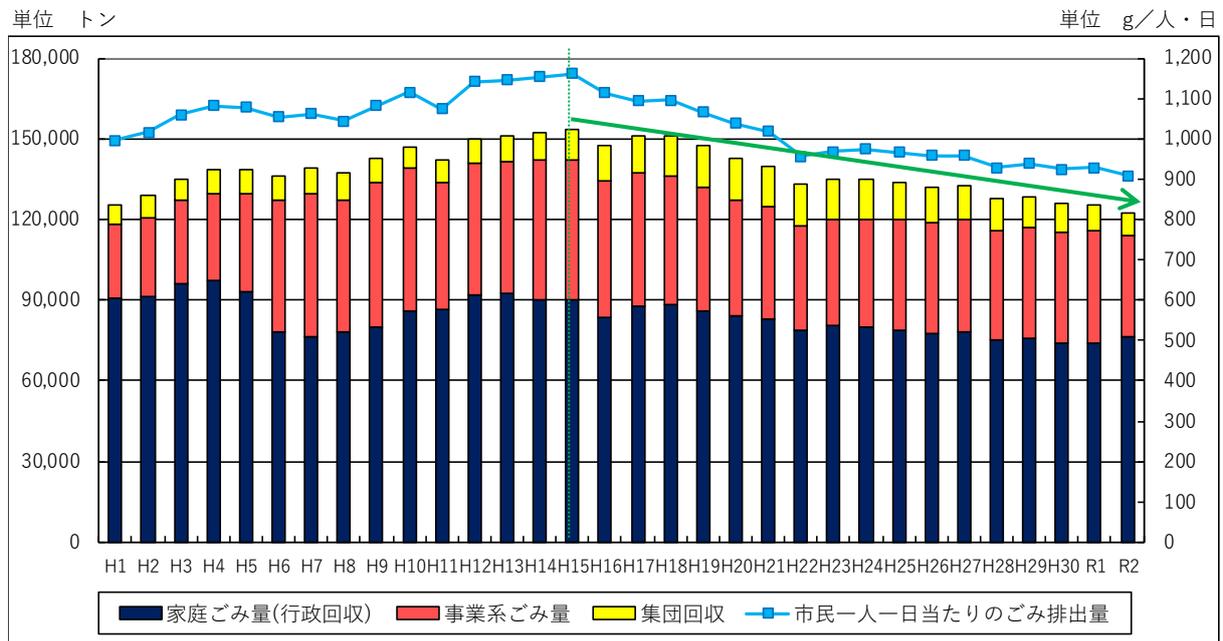
#### (1) ごみ処理量の推移

##### (ごみ総量、家庭ごみ量、事業系ごみ量)

ごみ総量とは、家庭ごみ、事業系ごみ及び集団回収量を合計したもので、本市で発生した一般廃棄物（生活排水に関するものを除く）の総量を表します。

ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。（図2-1-5）

図2-1-5 ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移

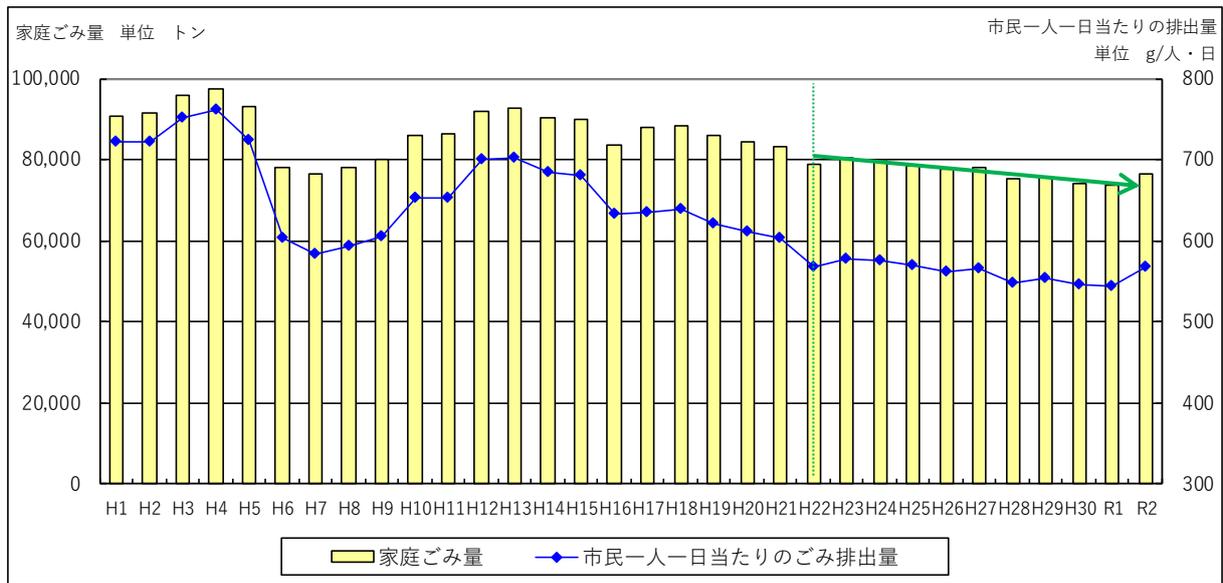


※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

家庭ごみ量とは、ごみ集積所に排出されたごみを委託または直営で回収した量を集計したものです。また、集計の際には集団回収を含める場合があります。

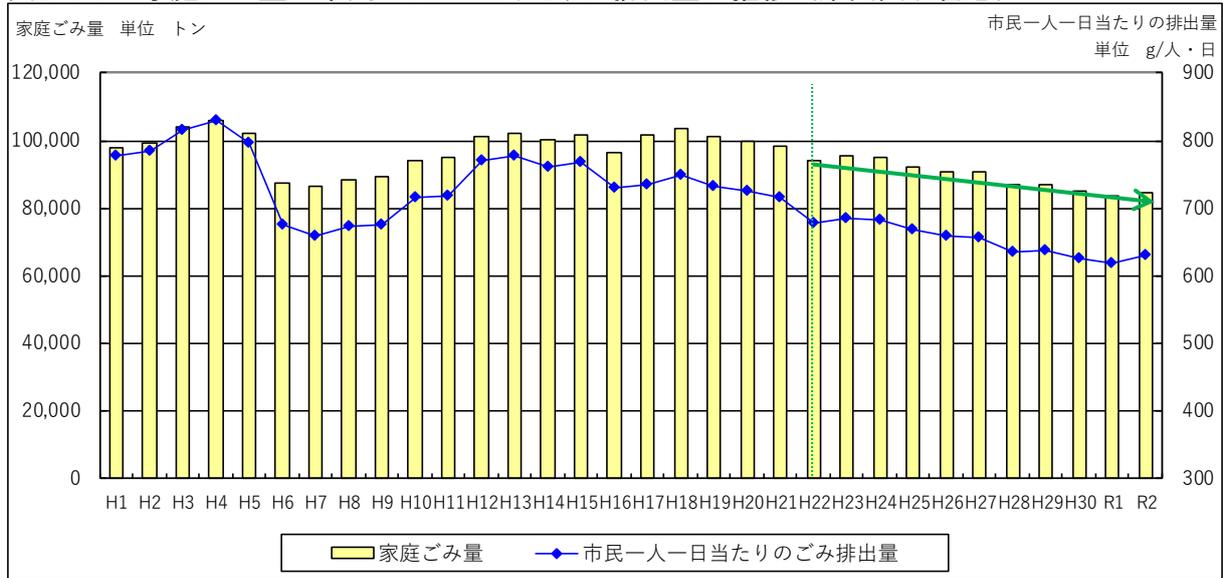
家庭ごみ量は、より一層のごみの減量を図るため、平成21年10月1日に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により、市民一人一日当たりの排出量が平成22年度以降減少しています。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により増加しました。（図2-1-6）

図2-1-6 家庭ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移（集団回収含まない）



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

図2-1-7 家庭ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移（集団回収含む）



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

事業系ごみ量とは、事業ごみと家庭から一時的に多量に発生しごみ集積所に出せないごみで、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターに直接搬入されたものを集計したものです。

事業系ごみは、そのほとんどが可燃ごみです。近年の排出量は横ばいで、平成22年度まで減少し、その後増加傾向に転じていません。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により大幅に減少しました。

また、経済活動指標の動きと比較すると、平成27年度以降経済活動指標は上向きですが、事業系ごみ量は抑えられており、経済成長と環境負荷の低減の両立が図られてきたことが見受けられます。(図2-1-8、図2-1-9)

図2-1-8 事業系ごみ排出量の推移

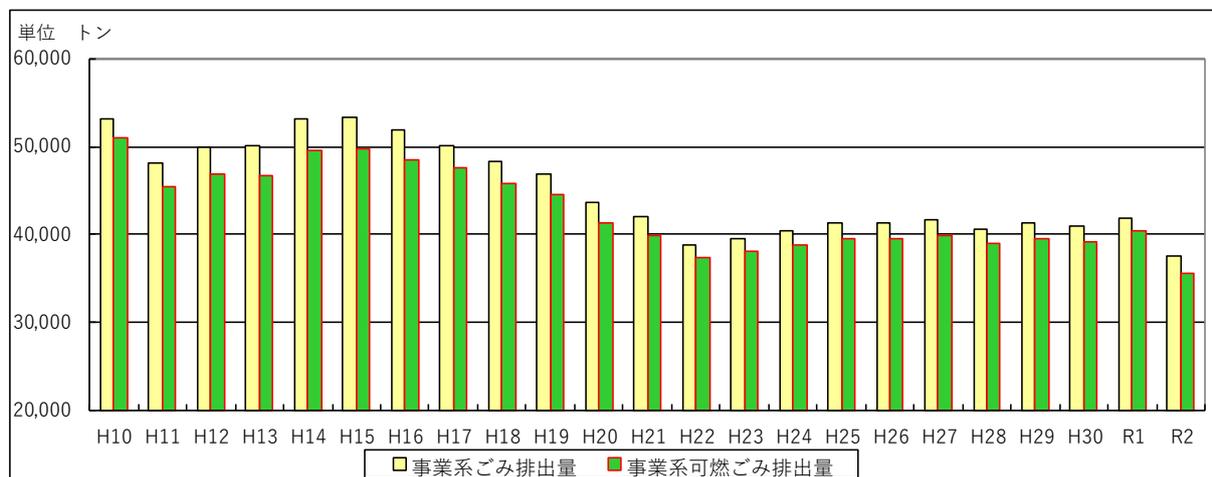
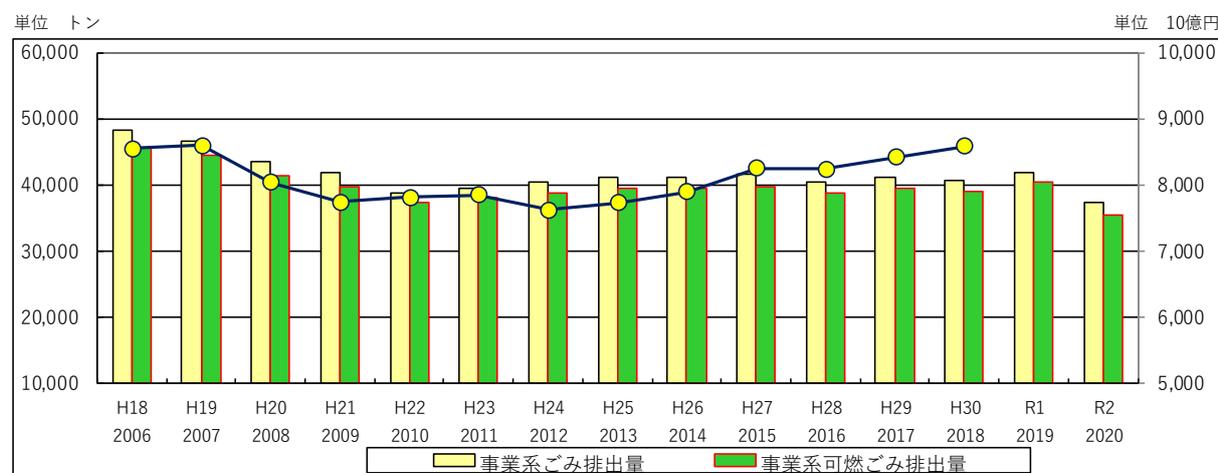


図2-1-9 事業系ごみ排出量と経済活動（県内総生産(名目)）との関連



(新型コロナウイルスの影響)

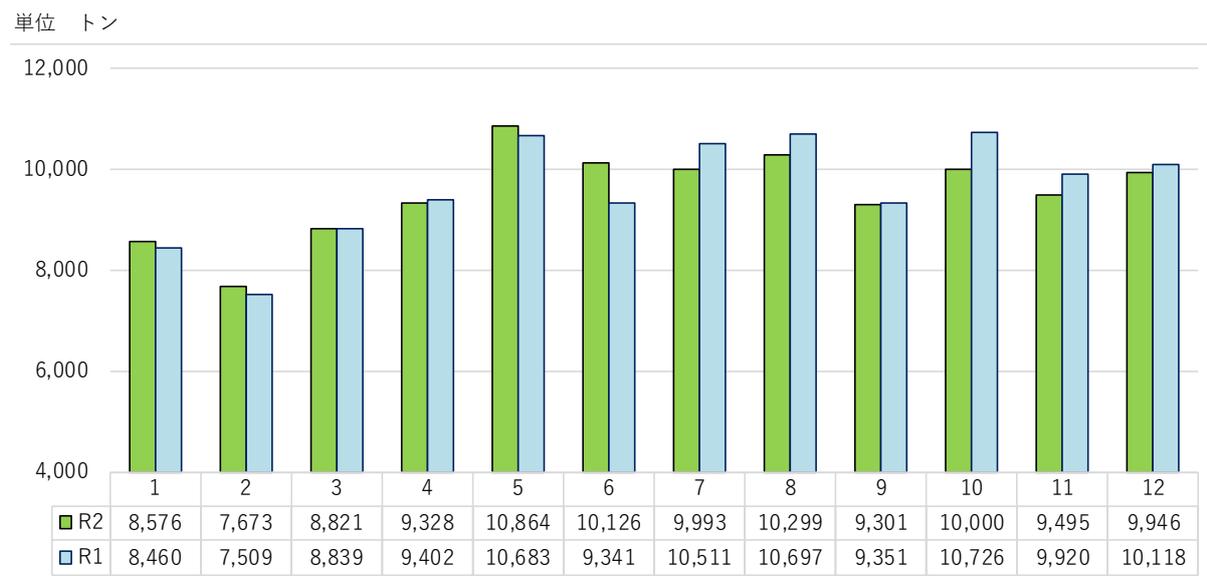
令和2年から世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、本市のごみ量にも影響を及ぼしています。令和2年1月～12月と平成31年1月～令和元年12月との品目別に集計したごみ量、前年同月比で比べたごみ量をまとめた結果は次のとおりです。家庭ごみと事業系ごみを合計して比較すると年間量でも月量でもわずかながら減少しており大きな変動は見受けられませんが、巣ごもり消費により家庭ごみ量が増加し、景気の冷え込みにより事業系ごみが減少しています。(表2-1-14、図2-1-10、図2-1-11、図2-1-12)

表2-1-14 品目別ごみ量(1～12月) 令和3年2月発行 えこねこ通信

単位 トン

総量	H31.1～R1.12月			R2.1～12月			対比		
	H31.1～R1.12月	R2.1～12月	対比	H31.1～R1.12月	R2.1～12月	対比	H31.1～R1.12月	R2.1～12月	対比
可燃	92,164	89,127	-3.3%	51,828	52,950	2.2%	40,336	36,177	-10.3%
プラ	3,354	3,529	5.2%	3,352	3,527	5.2%	2	2	0.0%
不燃	5,833	6,838	17.2%	4,672	5,236	12.1%	1,161	1,602	38.0%
紙	4,008	4,283	6.9%	3,935	4,185	6.4%	73	98	34.2%
ビン	2,253	2,323	3.1%	2,009	2,122	5.6%	244	201	-17.6%
缶	563	618	9.8%	558	613	9.9%	5	5	0.0%
ペット	495	542	9.5%	489	537	9.8%	6	5	-16.7%
枝葉	6,657	6,924	4.0%	6,657	6,924	4.0%	0	0	--
他	229	239	4.4%	229	239	4.4%	0	0	--
合計	115,556	114,423	-1.0%	73,729	76,333	3.5%	41,827	38,090	-8.9%

図2-1-10 月別ごみ総量(1～12月) 前年同月比

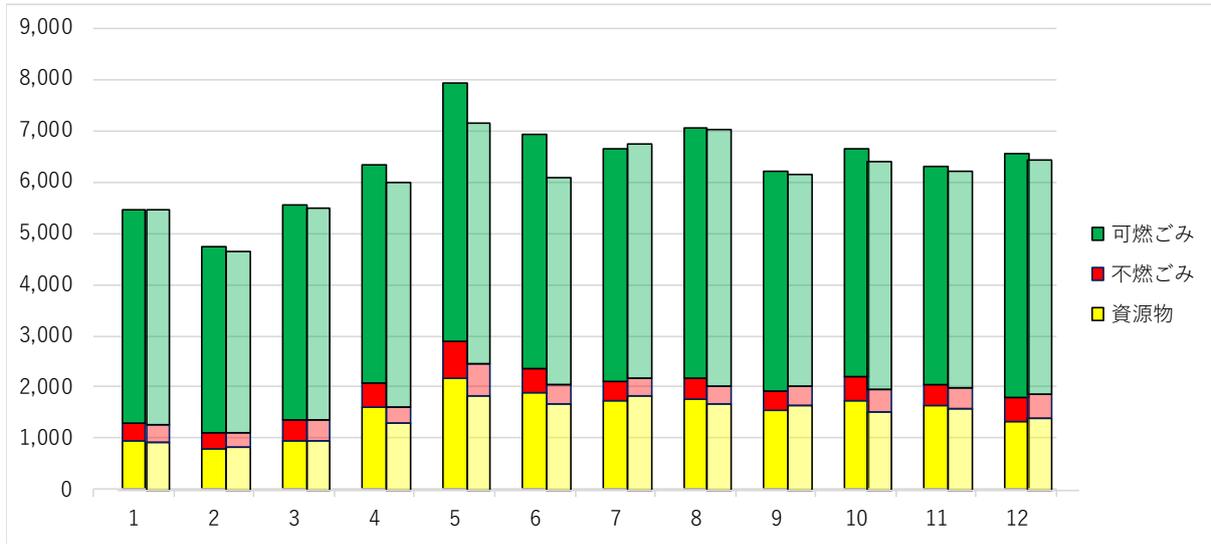


※平成31年1月から令和元年12月までの月別のごみ総量と令和2年1月から12月までの月別のごみ総量を対比したもの

※集団回収量は含まない

図2-1-11 月別家庭ごみ量（1～12月）前年同月比

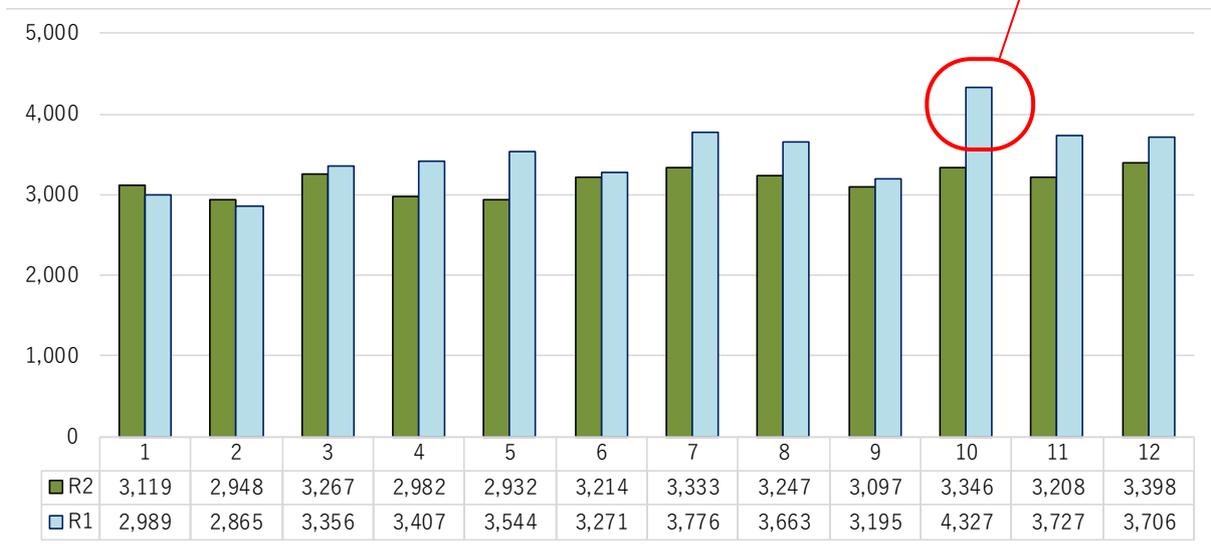
単位 トン



※棒グラフの左側が令和2年実績、右側が平成31年（令和元年）実績

図2-1-12 月別事業系ごみ量（1～12月）前年同月比

単位 トン



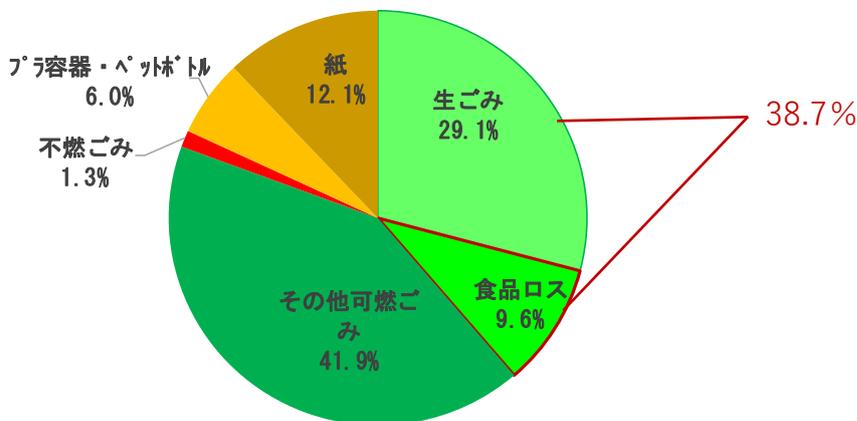
令和元年東日本台風の影響により増加

(家庭ごみの組成調査)

家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、ごみ集積所へ排出された可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の組成分析調査を実施しています(湿重量ベース 年1回 定点サンプリング方式)。

家庭系可燃ごみに占めるいわゆる生ごみ(食品ロス含む)の割合は、重量比で38.7%(生ごみ 29.1%+食品ロス 9.6%)です。その他に、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の組成は次のとおりです。(図2-1-13、図2-1-14、図2-1-15)

図2-1-13 家庭系可燃ごみの組成



※平成28年度～令和元年度 家庭ごみ組成分析結果平均(湿ベース)

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から組成分析調査を実施していない。

図2-1-14 家庭系不燃ごみの組成

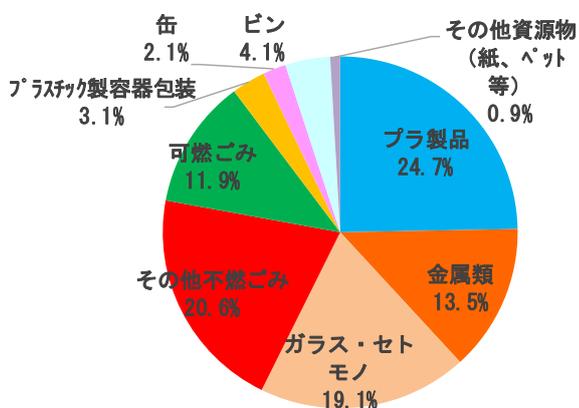
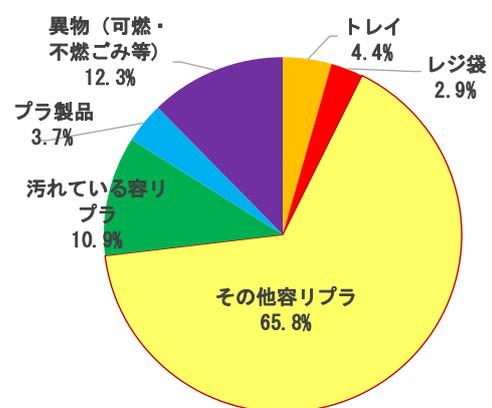


図2-1-15 プラスチック製容器包装の組成



※平成28年度～令和元年度 家庭ごみ組成分析結果平均(湿ベース)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から組成分析調査を実施していない。

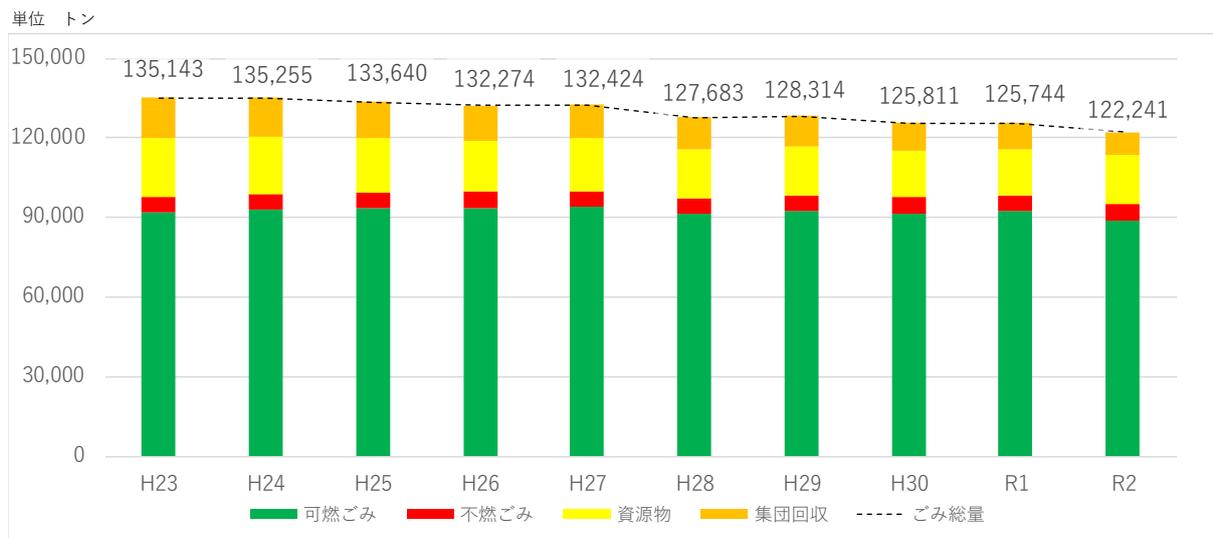
(ごみの種類別処理量)

過去10年間のごみの種類別の処理量を見ると、可燃ごみが7割を占めます。

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物（集団回収含む）、全ての種類において近年は減少傾向です。(図2-1-15)

なお、品目別の資源化及び中間処理方法については、「2 ごみ処理体制(3) 資源化、中間処理及び最終処分方法」を参照ください (29ページ)。

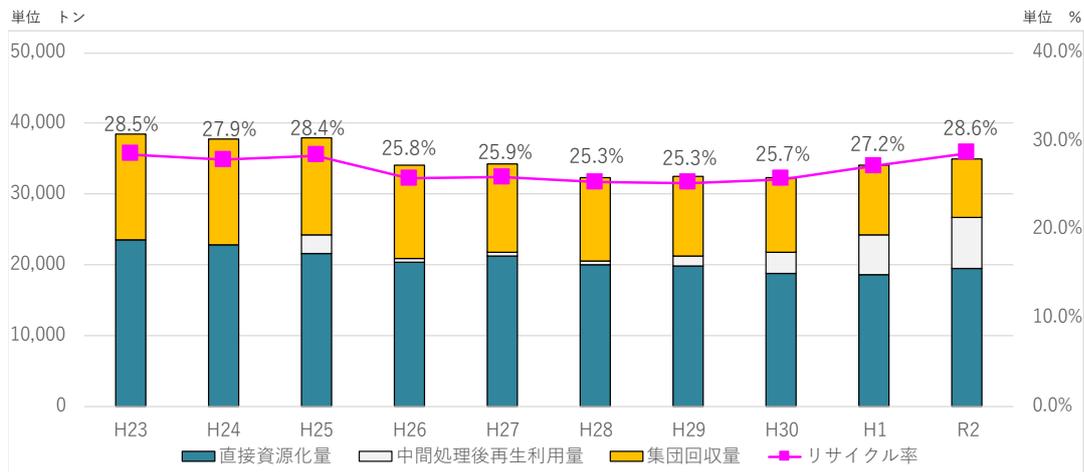
図2-1-15 ごみの種類別の処理量の推移



(リサイクル量、リサイクル率)

過去10年間のリサイクル量とリサイクル率の推移を見ると、平成30年度以降上昇しています。これは、長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが稼働し、中間処理後再生利用量（焼却灰等の再資源化）が伸びたことによるものです。(図2-1-16)

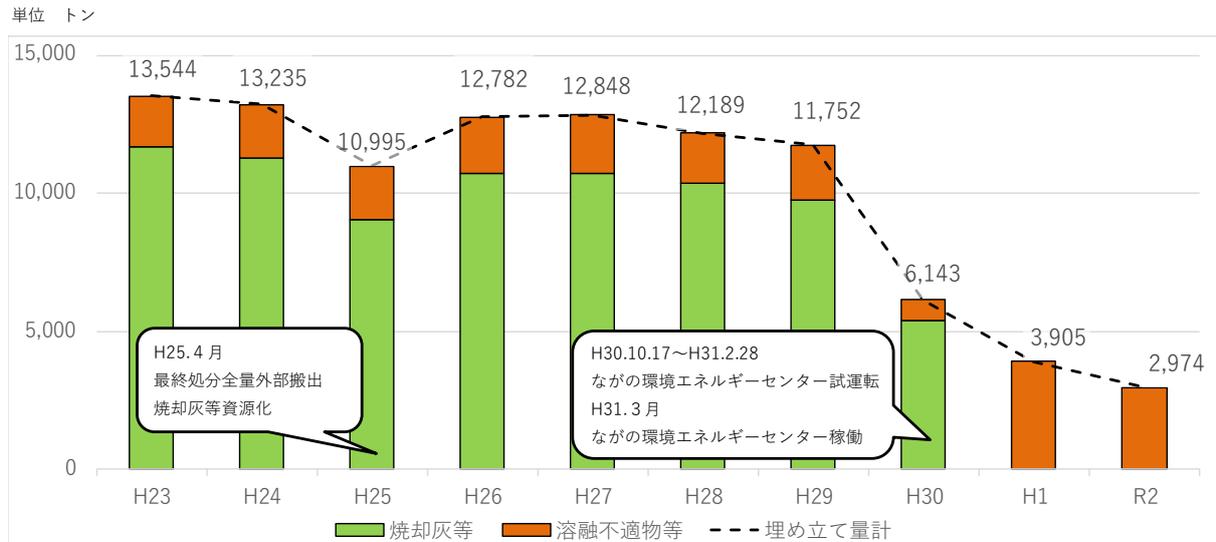
図2-1-16 リサイクル量とリサイクル率の推移



(最終処分量)

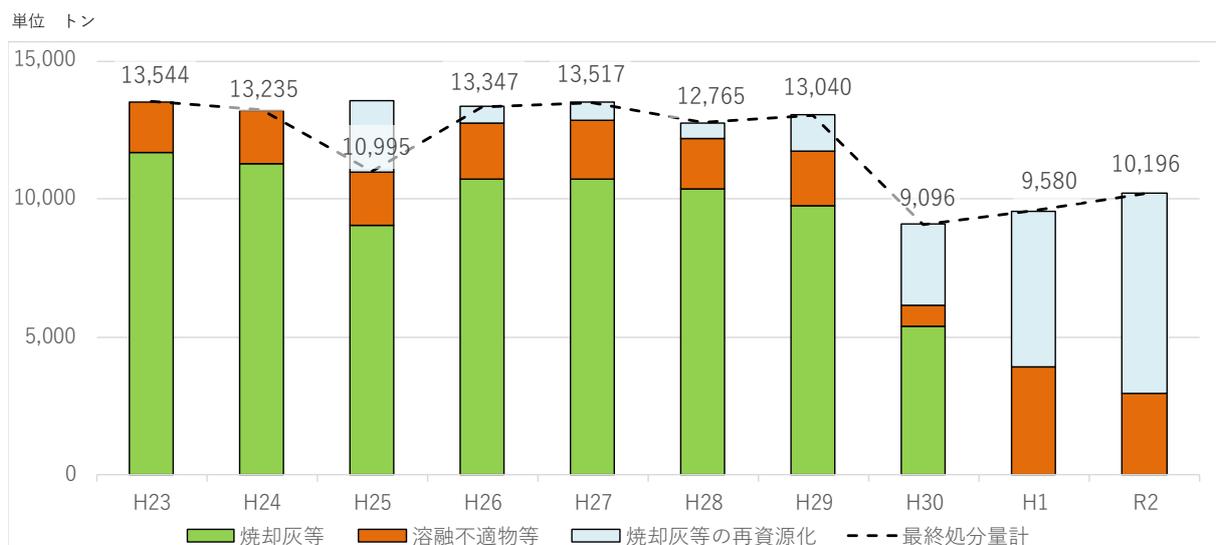
過去10年間の最終処分量の推移を見ると、近年大幅に減少しています。これは、平成25年度以降中間処理後再生利用していることや、平成30年10月に長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが稼働し、大幅に減少していることによるものです。(図2-1-17、図2-1-18)

図2-1-17 最終処分量の推移



※溶融不適物等は、平成30年度までは資源再生センターで直接埋立していた不燃残さの量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

図2-1-18 最終処分量及び中間処理後再生利用量の推移

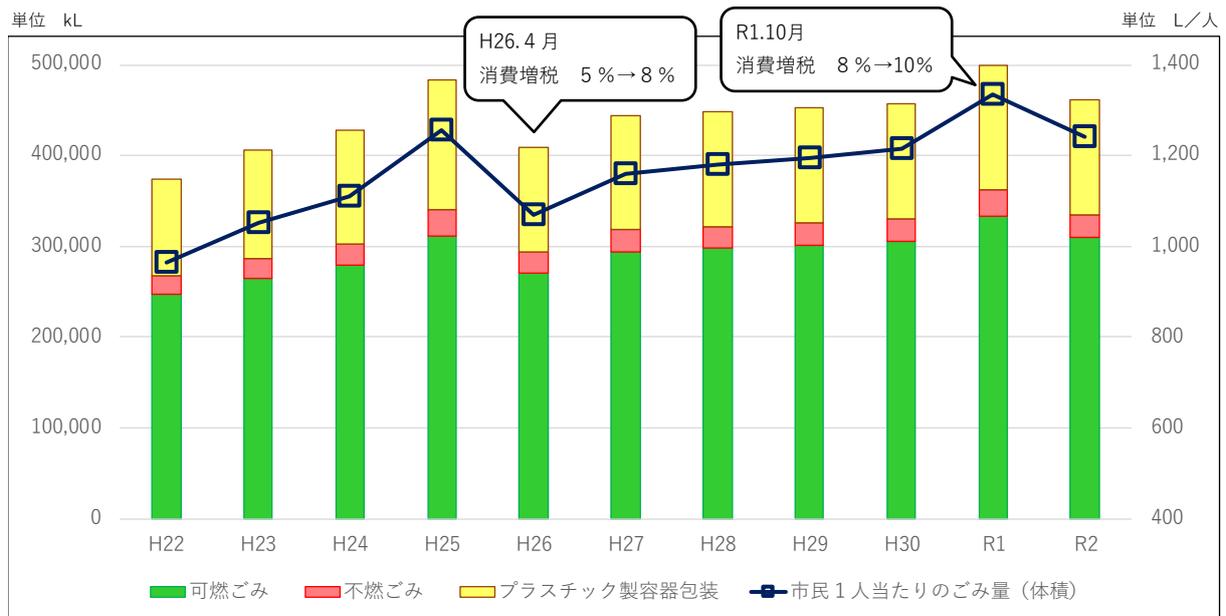


※溶融不適物等は、平成30年度までは資源再生センターで直接埋立していた不燃残さの量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

(家庭ごみ指定袋購入数)

現在の家庭ごみ指定袋を導入してから、13年目を迎えました。ごみ処理量(重量)は減少していますが、ごみ指定袋購入数からごみ量(体積)を見ると、近年微増傾向にあることが見受けられます。(図2-1-19)

図2-1-19 指定袋購入数から見たごみ量(体積)の推移



(2) ごみ処理に係る財政及び処理コスト

(一般廃棄物会計基準に基づくコスト計算)

ごみ処理費用の推移を一般廃棄物会計基準に基づき算出しています。過去10年間の部門別経費は次のとおりです。令和元年度の主な変化としては、平成30年10月から長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが試運転を開始したことに伴い、経費配分が大きく変わったことです。資源再生センターの人件費の配分が焼却処理費・管理費から資源化処理費に移りました。

また、清掃センター焼却施設閉炉に伴う不燃ごみ資源化施設の改修工事を行ったことにより資源化処理費が増加しました。(図2-1-20、表2-1-15)

また、直近の品目別ごみ処理原価は次のとおりです。(表2-1-16)

図2-1-20 一般廃棄物会計基準部門別経費



表2-1-15 一般廃棄物会計基準 部門別経費

部門別ごみ処理経費	収集運搬費	構成比(%)	資源化処理費 (資源再生センター)	構成比(%)	焼却処理費 (ながの環境エネルギーセンター)	構成比(%)	管理費	構成比(%)	費用合計	構成比(%)
平成22年度	978,252	31.5	476,995	15.4	1,509,413	48.6	138,465	4.5	3,103,125	100
平成23年度	984,182	32.0	484,312	15.7	1,472,439	47.9	134,213	4.4	3,075,146	100
平成24年度	996,213	31.6	467,457	14.8	1,558,491	49.4	133,148	4.2	3,155,309	100
平成25年度	1,006,098	30.9	467,552	14.4	1,644,040	50.5	138,608	4.3	3,256,298	100
平成26年度	1,039,401	30.8	485,578	14.4	1,702,786	50.4	151,057	4.5	3,378,822	100
平成27年度	1,049,935	30.7	515,017	15.1	1,686,870	49.3	169,409	5.0	3,421,231	100
平成28年度	1,061,894	33.2	515,556	16.1	1,462,674	45.8	154,254	4.8	3,194,378	100
平成29年度	1,067,097	33.0	620,782	19.2	1,379,194	42.7	165,936	5.1	3,233,009	100
平成30年度	1,071,625	29.2	677,823	18.5	1,528,369	41.6	394,156	10.7	3,671,973	100
令和元年度	1,087,988	30.1	851,781	23.5	1,628,275	45.0	49,870	1.4	3,617,914	100

表2-1-16 一般廃棄物会計基準 品目別処理原価

品目別処理原価		単位 円/kg			
品目	区分	R1	H30	比較	
可燃ごみ	1kg当たりの処理原価	23.37	24.32	△ 0.95	△3.91%
	直接搬入した場合の処理原価	17.15	18.16	△ 1.01	△5.56%
不燃ごみ	1kg当たりの処理原価	122.55	79.07	43.48	54.99%
	直接搬入した場合の処理原価	102.56	60.44	42.12	69.69%
アルミ缶	1kg当たりの処理原価	307.66	622.98	△ 315.32	△50.61%
	直接搬入した場合の処理原価	196.56	514.94	△ 318.38	△61.83%
スチール缶	1kg当たりの処理原価	185.55	360.07	△ 174.52	△48.47%
	直接搬入した場合の処理原価	108.14	285.10	△ 176.96	△62.07%
無色透明ビン	1kg当たりの処理原価	35.12	54.10	△ 18.98	△35.08%
	直接搬入した場合の処理原価	15.18	34.08	△ 18.90	△55.46%
茶色ビン	1kg当たりの処理原価	35.37	53.76	△ 18.39	△34.21%
	直接搬入した場合の処理原価	15.18	34.06	△ 18.88	△55.43%
その他ビン	1kg当たりの処理原価	34.76	55.18	△ 20.42	△37.01%
	直接搬入した場合の処理原価	15.18	34.71	△ 19.53	△56.27%
乾電池	1kg当たりの処理原価	55.45	91.66	△ 36.21	△39.50%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-
ペットボトル	1kg当たりの処理原価	188.82	171.60	17.22	10.03%
	直接搬入した場合の処理原価	123.52	108.86	14.66	13.47%
プラスチック製容器包装	1kg当たりの処理原価	58.14	63.55	△ 5.41	△8.51%
	直接搬入した場合の処理原価	12.44	19.10	△ 6.66	△34.87%
雑誌・その他古紙	1kg当たりの処理原価	23.50	25.27	△ 1.77	△7.00%
	直接搬入した場合の処理原価	0.12	2.61	△ 2.49	△95.40%
紙バック	1kg当たりの処理原価	122.04	121.47	0.57	0.47%
	直接搬入した場合の処理原価	-	12.43	-	-
段ボール	1kg当たりの処理原価	18.45	19.93	△ 1.48	△7.43%
	直接搬入した場合の処理原価	0.09	2.06	△ 1.97	△95.63%
新聞・折り込みチラシ	1kg当たりの処理原価	11.19	12.15	△ 0.96	△7.90%
	直接搬入した場合の処理原価	0.06	1.27	△ 1.21	△95.28%
剪定枝葉等	1kg当たりの処理原価	20.30	22.70	△ 2.40	△10.57%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-
廃食用油	1kg当たりの処理原価	21.13	38.53	△ 17.40	△45.16%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-
家庭用使用済小型家電	1kg当たりの処理原価	25.44	28.45	△ 3.01	△10.58%
	直接搬入した場合の処理原価	0.13	2.84	△ 2.71	△95.42%
家庭用使用済蛍光灯	1kg当たりの処理原価	420.34	392.03	28.31	7.22%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-

(家庭ごみ処理手数料)

家庭ごみ処理手数料の有料化は、平成21年10月から始まり13年目になりました。購入数の推移は次のとおりです。1世帯当たりの人員数が減少していることに伴い、1世帯当たりの指定袋購入数が伸びていることがわかります。

市民がごみ指定袋を購入するときに販売店を通じて納めている家庭ごみ処理手数料は、リサイクルや更なるごみ減量のための事業に使うものとしており、次のとおり費用を充てています。(図2-1-21、表2-1-17)

図2-1-21 家庭ごみ指定袋の購入数の推移

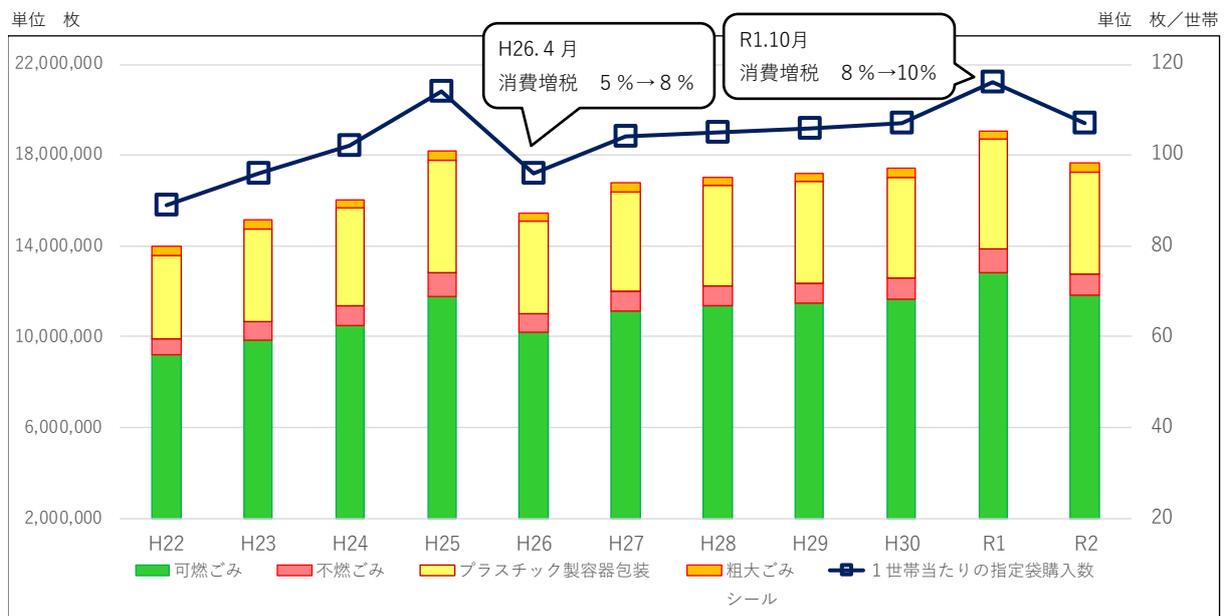


表2-1-17 家庭ごみ処理手数料の推移及び使いみち

単位 千円

年度	歳入	生ごみ自家処理機器購入補助金	生ごみ減量啓発等	ごみ分別等啓発・指導	資源回収	不法投棄対策	剪定枝葉资源化経費	剪定枝葉等収集運搬経費	指定袋流通管理費等	市民1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
28	340,440	3,223	1,512	10,797	73,546	5,406	95,346	122,220	28,390	895	2,142
29	343,400	2,800	1,500	11,000	76,800	5,100	102,404	114,496	29,300	908	2,147
30	347,780	2,455	1,426	22,768	66,043	4,924	100,472	118,587	31,105	925	2,165
R1	374,016	1,971	2,167	28,504	62,545	5,173	108,584	127,349	37,723	1,000	2,316
R2	354,274	2,510	1,355	19,092	53,953	5,237	121,940	116,518	33,689	952	2,179

※市民1人当たり・1世帯当たりの額は、当該年度の翌年4月1日現在の住民基本台帳から算出

## 4 ごみ処理の評価

### (1) 長野市一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和3年度）における数値目標、実績及びその達成の見込み

平成29年2月に策定、4月に施行した新たな長野市一般廃棄物処理基本計画では、施策を着実に実行し、その効果を評価するために、平成27年度の数値を基準として、目標年次である令和3年度(2021年度)における次の数値目標3項目を設定しました。

- ・ごみの総排出量
- ・事業系可燃ごみ排出量
- ・家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

これらの数値目標及び令和2年度の実績は次のとおりです。

#### ア ごみの総排出量

ごみの総排出量の数値目標は、平成27年度比7,700トン減(5.8%減)の**124,724トン**としました。第五次長野市総合計画で目標値としている市民一人一日当たりのごみ総排出量で換算すると、平成27年度比26グラム減の**935グラム**となります。

令和2年度ごみの総排出量の達成状況は、数値目標より3,836トン少ない排出量となり、数値目標を達成しています。令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、さらに減少が見込まれ、数値目標を達成する見込みです。

また、長野市総合計画で定める市民一人一日当たりのごみ総排出量は、数値目標より30グラム少ない排出量となり、数値目標を達成しました。(図2-1-22、図2-1-23)

図2-1-22 ごみの総排出量

単位：トン

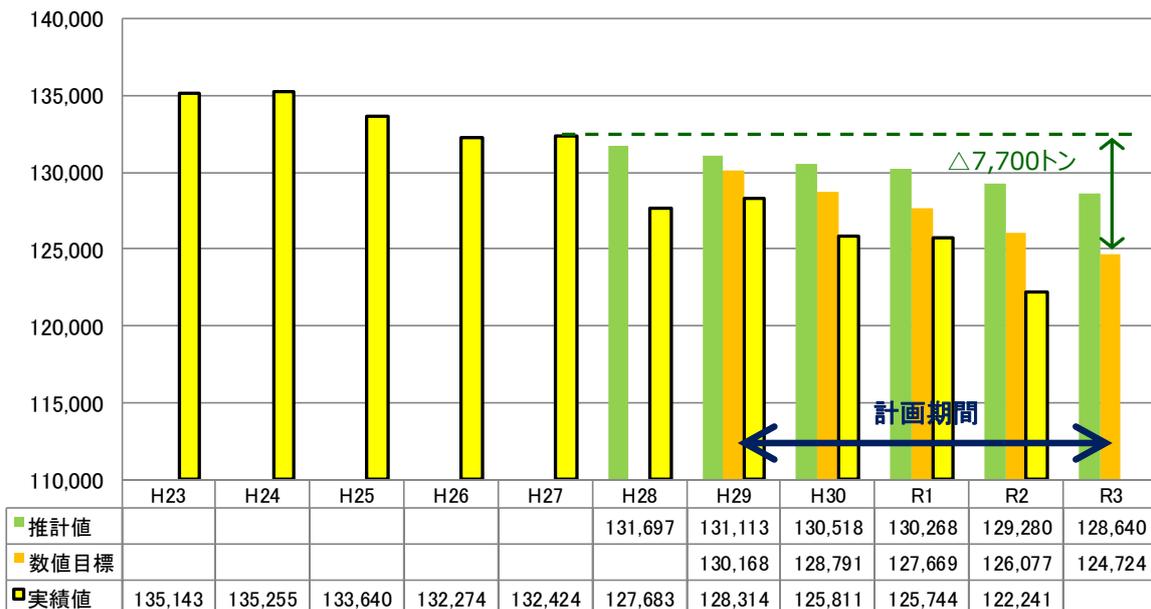
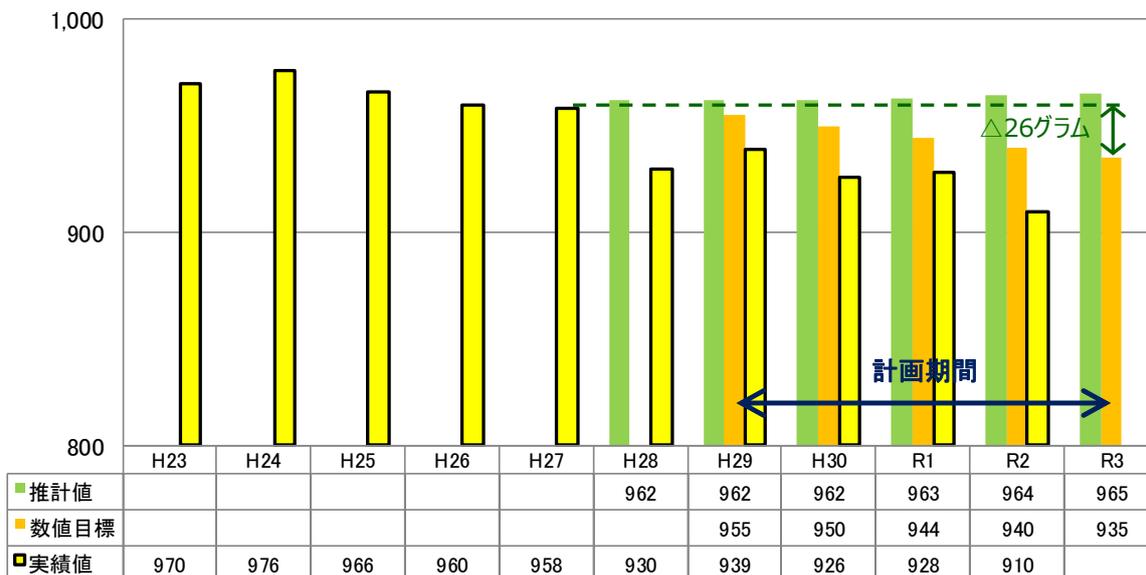


図2-1-23 市民一人一日当たりのごみ総排出量

単位：グラム



### イ 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみの数値目標は、平成27年度比124トン減(0.3%減)の39,757トンとしました。目標年次の推計値は40,806トンのため、1,049トンの減量を目指すこととし、経済成長と環境負荷の低減との両立を図るものとしています。

なお、長野市第五次総合計画では、事業系ごみ量全体(可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物)の数値目標を定めており、平成27年度比124トン減(0.3%減)の41,538トンとしました。

令和2年度事業系可燃ごみの達成状況は、新型コロナウイルスの影響により数値目標より4,209トン少ない35,616トンとなりました。

令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、さらに減少する見込みです。

また、令和2年度事業系ごみ量は、37,507トンとなり、数値目標を達成しました。

令和3年度も令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、さらに減少する見込みです。

なお、経済指標(県内総生産(名目))とのデカップリングの状況は、次のグラフのとおりであり、引き続き捉えていく必要があります。(図2-1-24、図2-1-25)

図2-1-24 事業系可燃ごみ

単位：トン

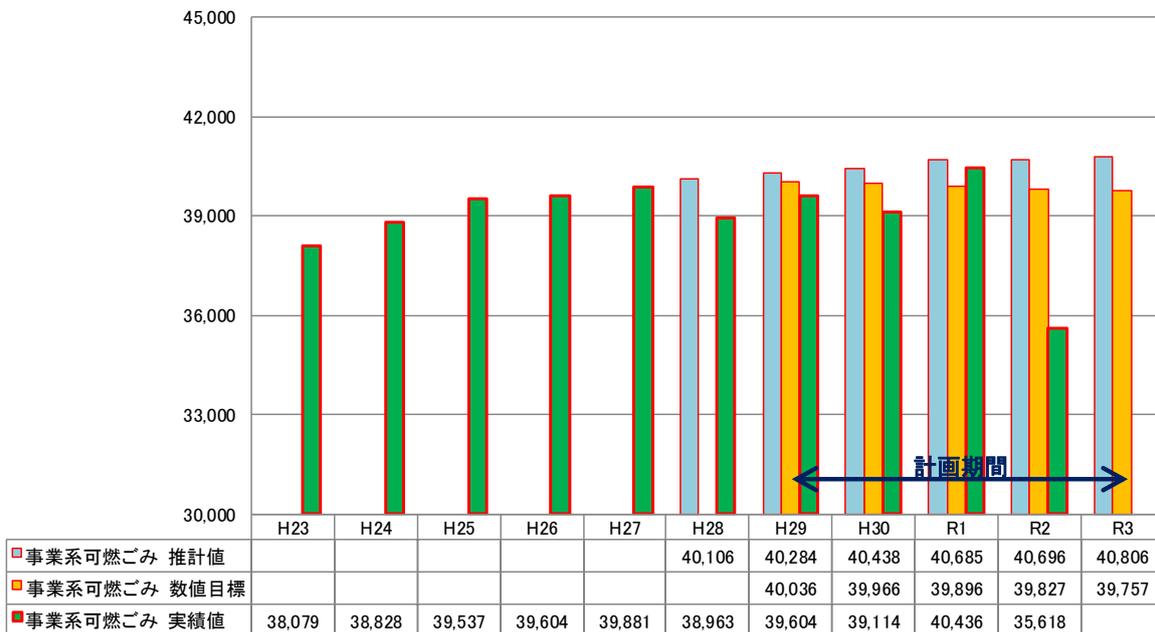
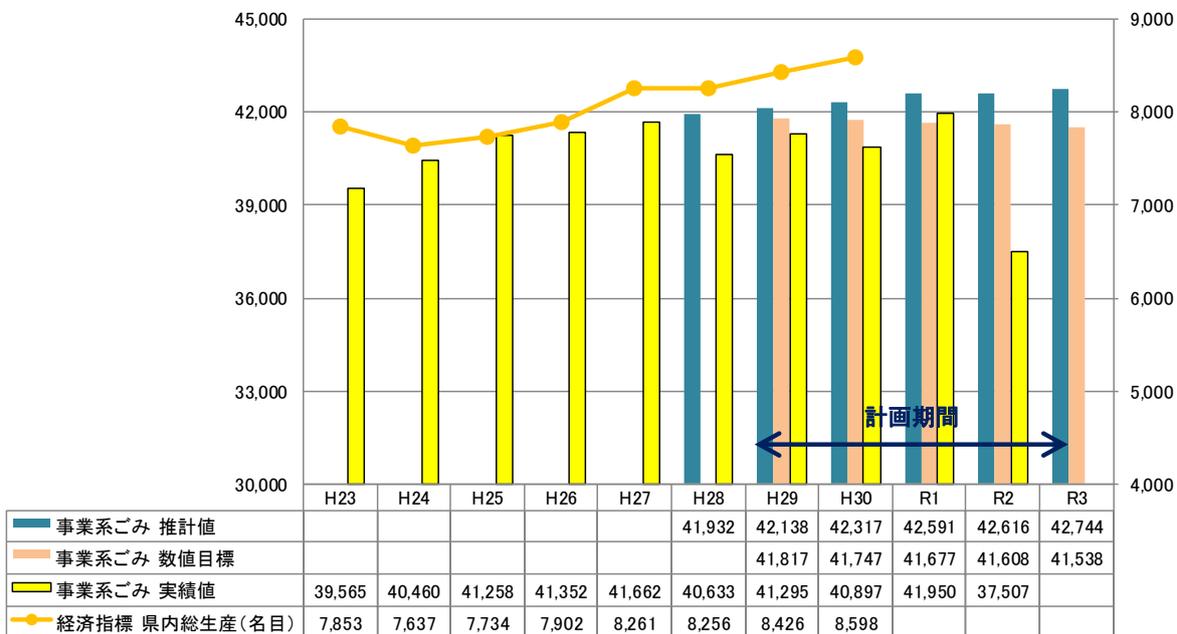


図2-1-25 事業系ごみ

単位：トン

単位：10億円



ウ 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

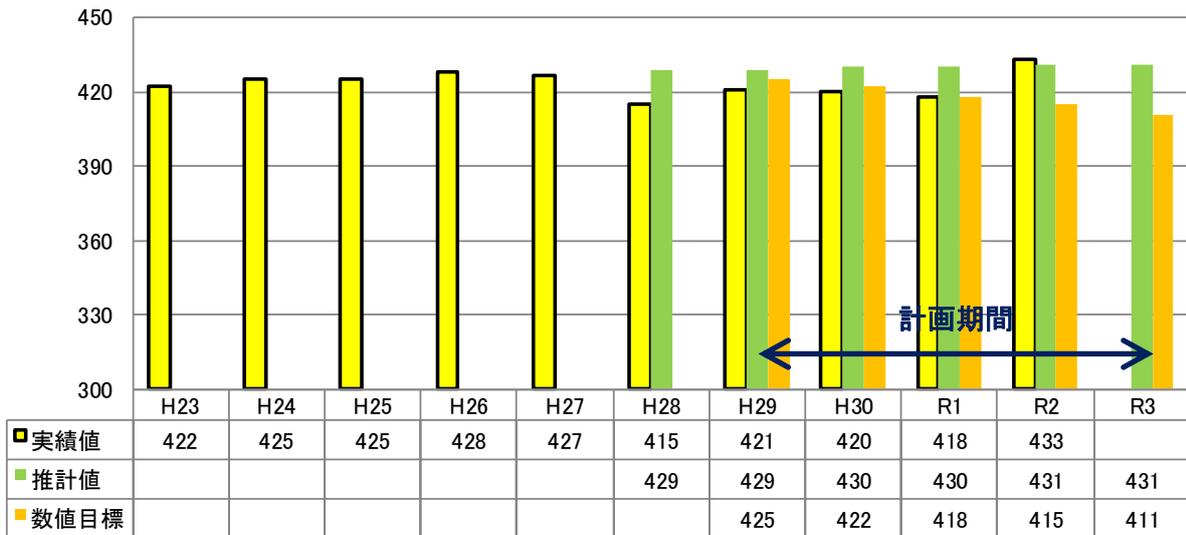
家庭ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの市民一人一日当たりの排出量を、平成27年度比17グラム減の**411グラム**としました。

令和2年度家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量は、新型コロナウイルスの影響により433グラムとなりました。(図2-1-26)

令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、増加する見込みです。

図2-1-26 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

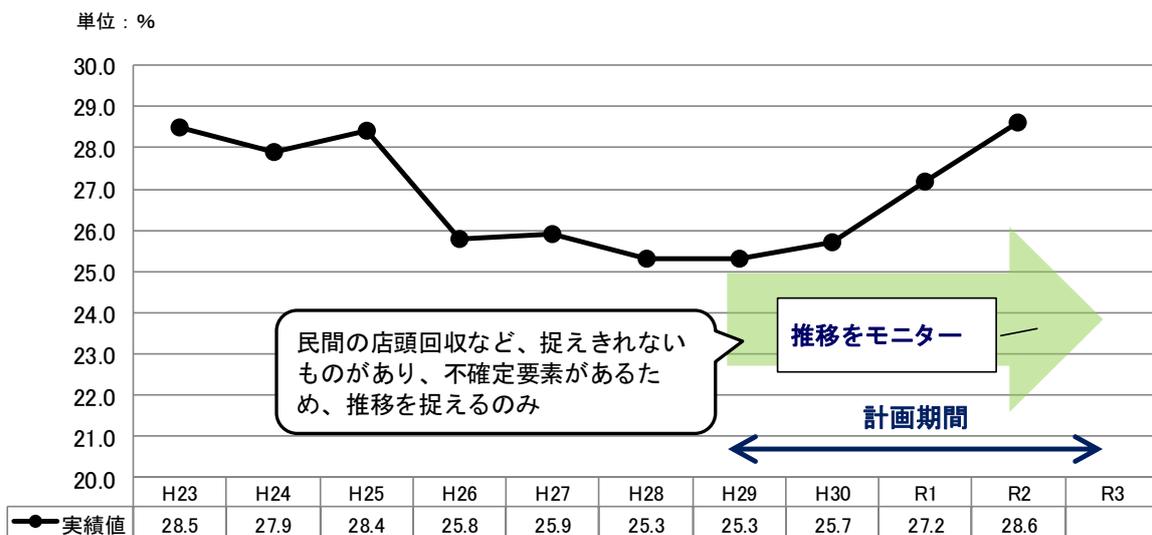
単位：グラム



エ リサイクル率 (参考指標)

数値目標を補足する観点から、参考指標として、リサイクル率の推移を捉えています。(図2-1-27)

図2-1-27 リサイクル率



※リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)

※平成25年度以降のリサイクル率には、焼却灰等の再資源化量を含む

## (2) 国の目標値を基準値とした比較による評価

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日 環境省告示第7号）（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）では、平成24年度を基準として令和2年度を目標年次とした数値目標を次のように定めています。

令和2年度の実績は次のとおりです。一人一日当たりの排出量及び一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は達成できていませんが、リサイクル率及び最終処分量は達成しました。（表2-1-18）

表2-1-18 廃棄物処理基本方針 一般廃棄物の減量化の目標量

項目	目標量	本市令和2年度実績及び達成状況
一人一日当たり排出量 (単位 グラム/人・日)	平成24年度に対し排出量を12%削減	H24 958 → R02 895 (△6.6%) 【未達成】
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 (単位 グラム/人・日)	500グラム/人・日	R02 559 【未達成】
リサイクル率 (単位 %)	27%	R02 28.6% 【達成】
最終処分量 (単位 トン)	平成24年度に対し14%削減	H24 13,235 → R02 2,974 (△77.5%) 【達成】

※1 一人一日当たりのごみ総排出量 = (ごみ収集搬入量 + 集団回収量) / 計画収集人口 / 365日 × 10<sup>6</sup>  
なお、計画収集人口は、令和2年10月1日現在の住民基本台帳の値

※2 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 = (家庭ごみ収集搬入量) / 計画収集人口 / 365日 × 10<sup>6</sup>

※3 リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)

## (3) 中核市の平均値を基準値とした比較による評価

環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査（令和元年度実績）から、本市と中核市(62市)の状況を比較した結果は次のとおりです。どの項目についても中央値より上位に位置しています。（表2-1-19）

表2-1-19 一般廃棄物処理事業実態調査 中核市平均値との比較

項目	中核市平均値	本市の実績及び順位
市民一人一日当たり排出量 (単位 グラム/人・日)	944	913 (21/62位)
市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 (単位 グラム/人・日)	576	535 (11/62位)
リサイクル率 (単位 %)	19.6	27.2 (7/62位)
最終処分量 (単位 トン)	11,458	3,905 (12/62位)

令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査結果

※1 中核市とは、令和3年4月1日時点の62市

※2 市民一人一日当たりのごみ総排出量＝（ごみ収集搬入量＋集団回収量）/計画収集人口/365日×10<sup>6</sup>  
なお、計画収集人口は、令和元年10月1日現在の住民基本台帳の値※3 市民一人一日当たりの家庭系ごみ総排出量＝（家庭ごみ収集搬入量）/計画収集人口/365日×10<sup>6</sup>

※4 リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）/（ごみ収集搬入量＋集団回収量）

## 5 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

令和2年3月31日閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下、「食品ロス削減基本方針」という。）」では、日本そして世界の食品ロスの現状を次のように述べています。

### 日本の現状

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018年度の食料自給率（カロリーベース）は37%となっている。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、7人に1人が貧困状態と依然として高水準である。

### 世界の現状

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている。食料の生産に伴うCO2排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO2が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約98億人に達すると推計されている。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されている。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。

以上のように、日本においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生しています。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっています。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要です。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO2排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できます。

私たち一人ひとりが、まだ食べられることができる食品を無駄にせず、食品ロスを減らしていくことが重要です。

(1) 全国の食品ロス排出量の推計

平成29年度の全国における食品ロス量は約612万トン、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は約324万トンと推計されており、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降で最少となっています。全国で発生している食品ロス量約612万トンを国民1人当たりに換算すると1日約132グラムとなり、茶わん1杯分の御飯の量に相当します。(図2-1-28、図2-1-29)

図2-1-28 全国の食品ロス量の推移

食品ロス量の推移 (平成24～30年度)

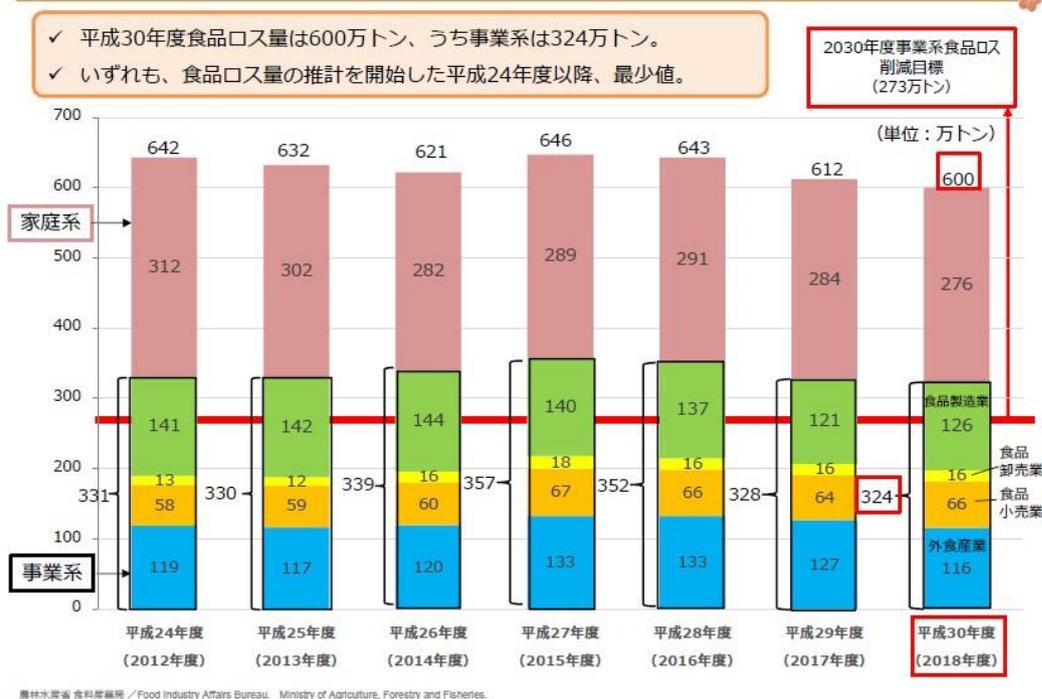
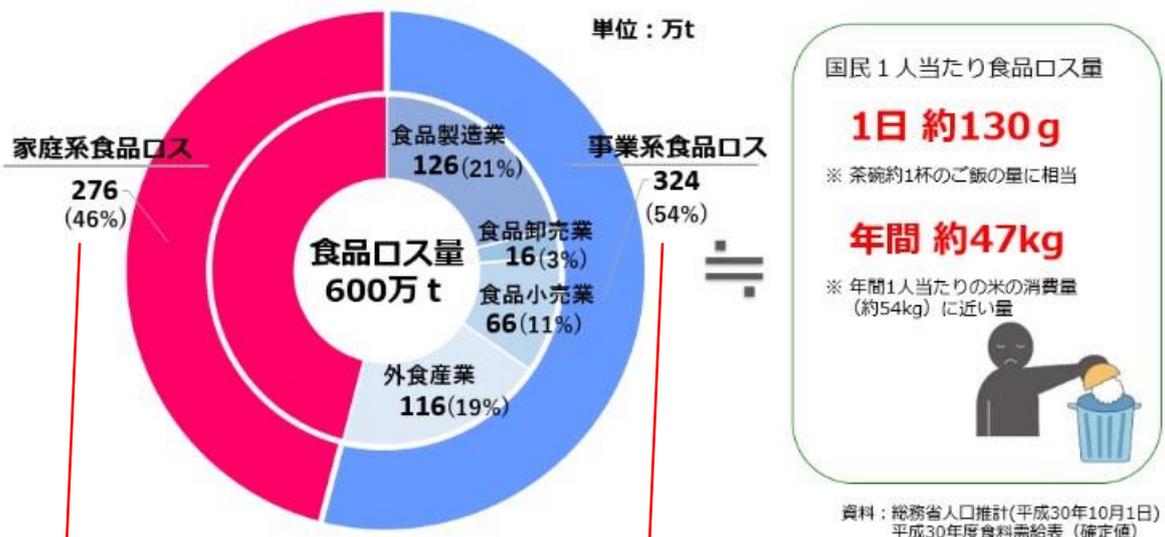


図2-1-29 一人一日当たりの食品ロス量



国民一人一日当たりに換算すると  
60グラム/人・日

国民一人一日当たりに換算すると  
70グラム/人・日

(農林水産省ホームページ)

## (2) 長野市の食品ロス量の推計

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、本市の2000年度の食品ロス量を推計する必要があります。

### ア 家庭ごみに含まれる食品ロスの割合

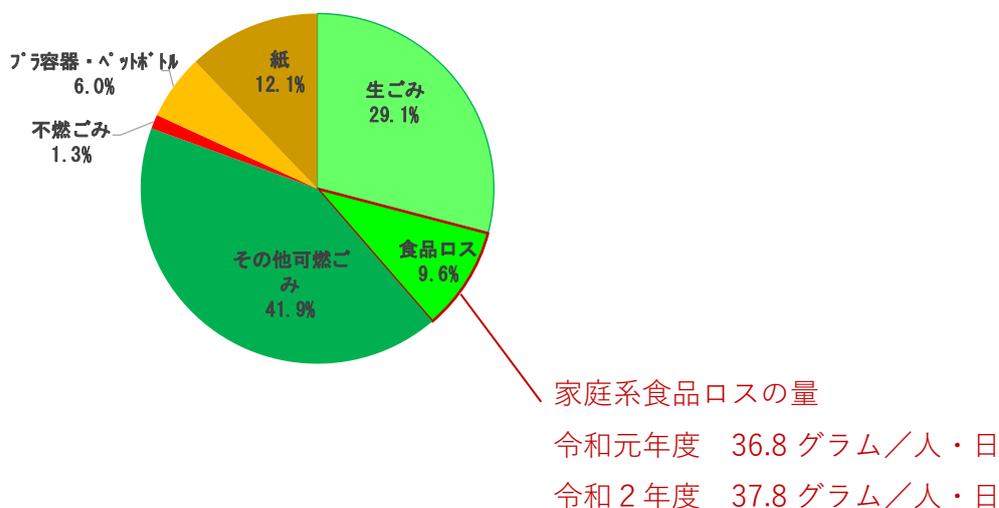
本市では、家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、ごみ集積所へ排出された家庭ごみの組成分析調査を実施しています（湿重量ベース 年1回 定点サンプリング方式）。

平成28年度から家庭系可燃ごみの調査項目に食品ロスを加え、実施しています。家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合は、平成28年度～令和元年度平均で9.6%となりました。この結果から近年の家庭系食品ロス量を算出すると、令和元年度は36.8グラム／人・日、令和2年度は37.8グラム／人・日となりました。（図2-1-30、図2-1-31）

図2-1-30 家庭ごみに含まれる食品ロスの割合

平成 28～令和元年度家庭系可燃ごみの組成

項目	H28	H29	H30	R01	H28～R01平均	
	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	割合
生ごみ	5,226	6,089	5,443	5,776	5,634	29.1%
食品ロス	2,498	1,576	1,749	1,613	1,859	9.6%
その他可燃ごみ	8,533	8,339	7,101	8,554	8,131	41.9%
不燃ごみ	260	508	159	49	244	1.3%
プラスチック・ペットボトル	843	969	1,689	1,111	1,153	6.0%
紙	1,727	1,617	3,610	2,396	2,338	12.1%
計	19,087	19,098	19,751	19,499	19,359	100.0%



※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から組成分析調査を実施していない。

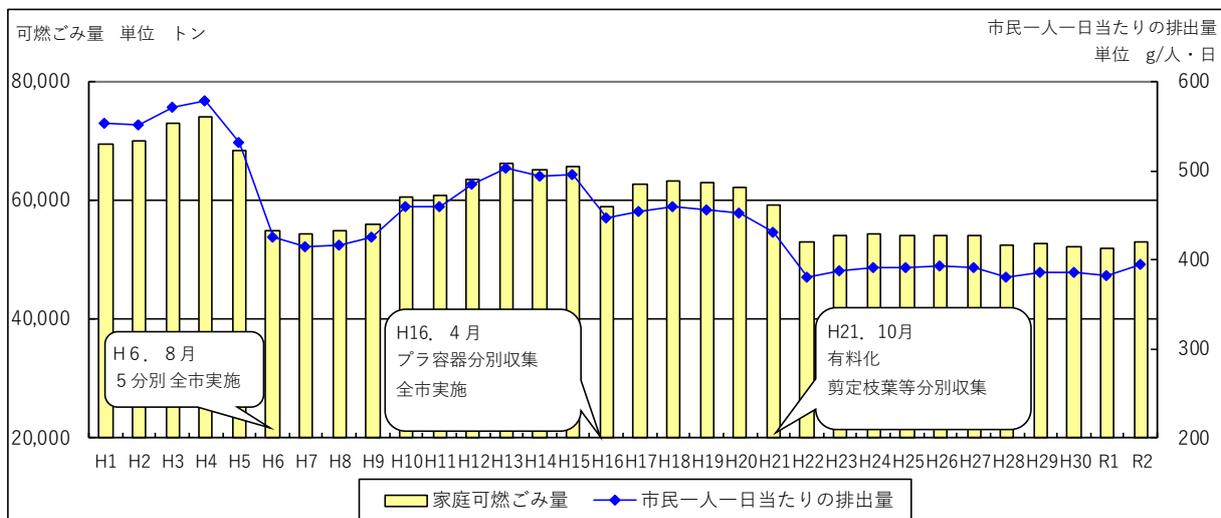
図2-1-31 可燃ごみの指定袋の中にあつた食品ロス



イ 長野市の家庭系可燃ごみ量の推移

食品ロスは、可燃ごみとして排出されます。家庭系可燃ごみ量の推移を見ると、分別区分を増やしたこと、家庭ごみ処理手数料を有料化したことにより減少しています。(図2-1-32)

図2-1-32 家庭系可燃ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

ウ 長野市の家庭系食品ロス量の推計

上記ア及びイで得た結果を基に、平成12年度（2000年度）から令和2年度までの家庭系食品ロス量を推計しました。各年度の市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量に、アで得られた結果（9.6%）を乗じて各年度の食品ロス量を算出したところ、平成12年度と比べて令和2年度は1,032トン、市民一人一日当たりでは8.7グラム/人・日削減されていると推計できます。(図2-1-33、図2-1-34)

図2-1-33 長野市の家庭系食品ロス量推計値（可燃ごみとの対比）



※家庭系食品ロス量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

※平成12～令和2年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に平成28～令和元年度の組成割合（9.6%）を乗じて算出、推計した

図2-1-34 長野市の家庭系食品ロス量推計値



※家庭系食品ロス量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

※平成12～令和2年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に平成28～令和元年度の組成割合（9.6%）を乗じて算出、推計した

エ 長野市の事業系食品ロス量

本市では、事業系の食品ロス量は調査していませんので、今後調査方法等を検討する必要があります。

現在、事業系の食品ロスのうち一般廃棄物に分類されるものについては、事業系一般廃棄物として適正に処理するよう指導しています。本市では、事業者がその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、事業者自らが処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することとしています。

平成31年(2019)3月に発行した「事業ごみの処理ガイド」では、可燃ごみのうち生ごみについて、ながの環境エネルギーセンターまたは食品リサイクル施設への処理を記載し、生ごみの資源化について啓発しています。(図2-1-35)



図2-1-35 事業ごみの処理ガイド (P4~5 可燃ごみの処理方法)

### 一般廃棄物

#### 可燃ごみ

リサイクルできない紙類は、「可燃ごみ」で出してください

表	運搬方法	処理施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>写真・紙コップ</li> <li>感熱紙・カーボン紙</li> <li>ティッシュ等</li> </ul>	自己搬入もしくは許可業者	ながの環境エネルギーセンター ※処理方法①または、処理方法②へ

#### 可燃ごみのうち、生ごみ

表	運搬方法	処理施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の食べ残り</li> <li>食品の売れ残り</li> <li>調理残さ</li> <li>魚のあら</li> <li>茶殻等</li> </ul> <p>(食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動物性の残さは<b>産業廃棄物</b>として処理してください。)</p>	自己搬入もしくは許可業者	ながの環境エネルギーセンター または、 食品リサイクル施設 ※処理方法①または、処理方法②へ ※食品リサイクル施設(生ごみ)※処理方法①

**処理方法① 事業所が処理施設に自己搬入する。(有料)**

- 可燃ごみは、ながの環境エネルギーセンター(裏表紙参照)に自己搬入してください。
- 施設に搬入する際は、市内のどこの事業所から排出されたごみを確認しますので身分証明書(名刺等)をご持参ください。
- 土曜日や年末は、大変混雑します。
- ごみを入れる袋は、中身の確認できるものを使用してください。

可燃ごみ処理手数料 160円/10Kgごとに

**処理方法② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。(有料)**

○長野市の一般廃棄物収集運搬業許可業者については、市役所産業物対策課までお問い合わせください。また、長野市のホームページでも許可業者の一覧を公開しています。  
【長野市WEBサイト】 <https://www.city.nagano.nagano.jp/>  
TOPページ → 事業者の皆様へ → 事業系ごみ → 一般廃棄物収集運搬許可業者名簿

○許可業者によって収集運搬料金が異なります。ごみの種類・収集頻度・時間・資源物の取り扱い等の条件を伝え、数社から見積りを取り、審査で契約を結んでください。

許可業者に委託し、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理する場合の処理費用  
可燃ごみ処理手数料(160円/10Kgごと) + 許可業者の収集運搬料金

**処理方法③ 食品リサイクル施設に搬入し、リサイクルする。**

長野市内にある登録再生利用事業者  
**直富商事株式会社** 電話番号 026-222-1887

詳しくは農林水産省ホームページへ  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/) (産廃リサイクル法関連)

### 紙類

表	運搬方法	処理施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞紙・雑誌・ダンボールなどの古紙類</li> <li>紙袋・感付封筒などの雑紙</li> <li>複写文書</li> </ul> <p>(建設業者の工作物の建機作業等で生じたもの、印刷加工業者の作業工程で生じたものは、<b>産業廃棄物</b>として処理してください。)</p>	資源物引取業者 自己搬入 もしくは 許可業者	資源物引取業者(古紙処理場) 長野市資源再生センター ※資源物引取業者 ※処理方法①へ ※長野市資源再生センター ※処理方法②へ

4種類に分けて、ひもで十字にしる(ガムテープは使用しないこと)

新聞紙・折込みチラシ    ダンボール    飲料パック    雑誌・その他古紙

(3) 市民アンケートの調査結果

第五次総合計画の進捗管理を行うために毎年度実施しているアンケート調査において回答者の実践状況を把握するためのアンケート指標の中に「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」があります。平成28年度～令和2年度までの実績値の推移は次のとおりです。全世代で肯定的評価が高くなっており、食べ物を無駄にしないようにする意識の高さが見て取れます。(表2-1-20、図2-1-36)

表2-1-20 令和2年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果

単位 %

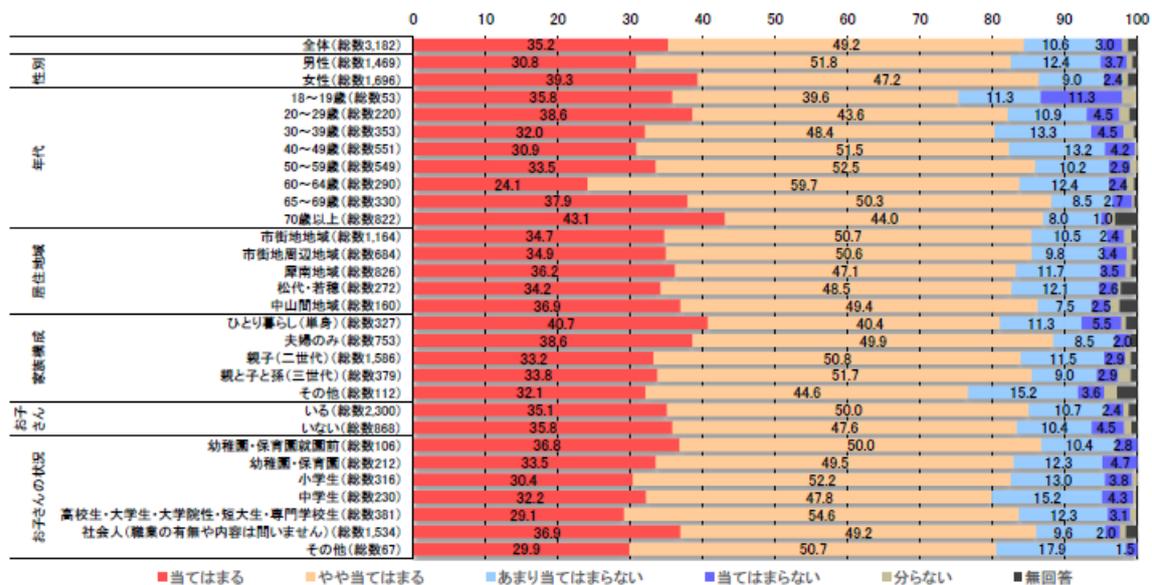
指標名	年度					
	H28	H29	H30	R1	R2	平均
食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している	81.7	81.0	82.9	81.7	84.4	82.5

(企画課)

※第五次総合計画アンケート指標の令和2年度実績値から抜粋

※アンケート指標のうち回答者自身の実践状況「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」の肯定的回答割合(当てはまる、やや当てはまる)を集計

図2-1-36 令和2年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果



## 6 課題の抽出

本市のごみ処理の実績や国及び長野県におけるごみ処理行政の動向等、さらには国連で2015年に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられたSDGsの観点から本市のごみ処理の状況を捉えると次の課題が整理されます。

### (1) 排出抑制（3R）に関する課題

#### ア 食品ロスの更なる削減

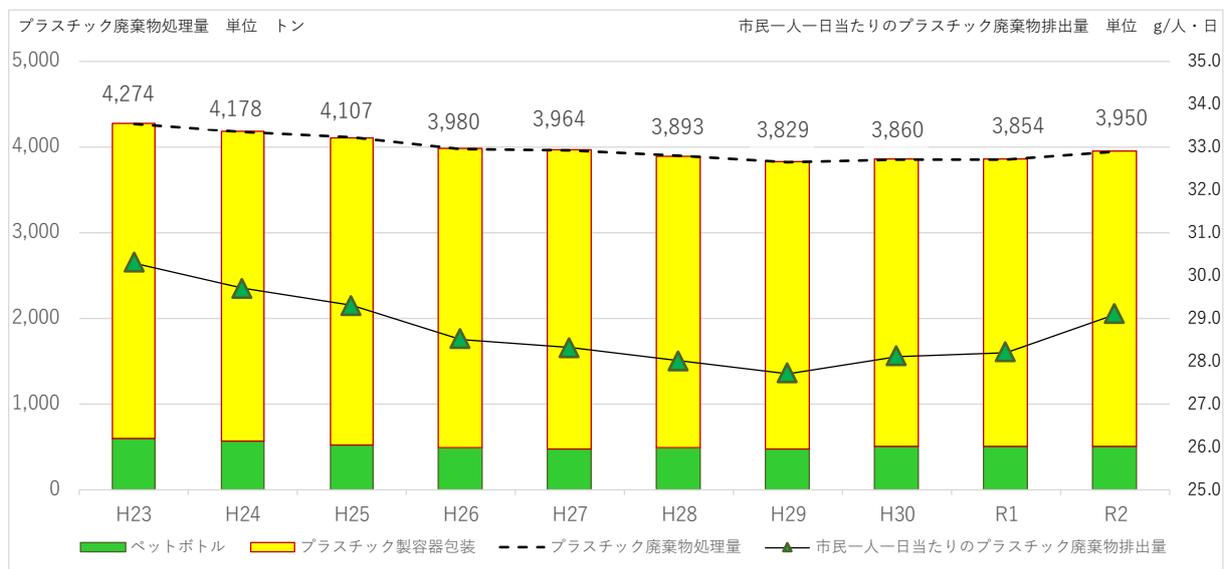
食品ロスの削減の推進に関する法律及び食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしています。本計画の計画期間は令和8年度(2026年度)までですが、令和12年度(2030年度)を見据え、食品ロスを削減する方策等を検討する必要があります。

#### イ プラスチック廃棄物への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、テイクアウトや家庭での食事機会が増えたことでプラスチック廃棄物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の市民一人一日当たりの排出量に微増の傾向が見受けられます。（図2-1-37）

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行が予定されていることからこれについても対応を検討する必要があります。

図2-1-37 プラスチック廃棄物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の処理量及び市民一人一日当たりの排出量



#### ウ 家庭ごみ処理手数料有料制度の検証

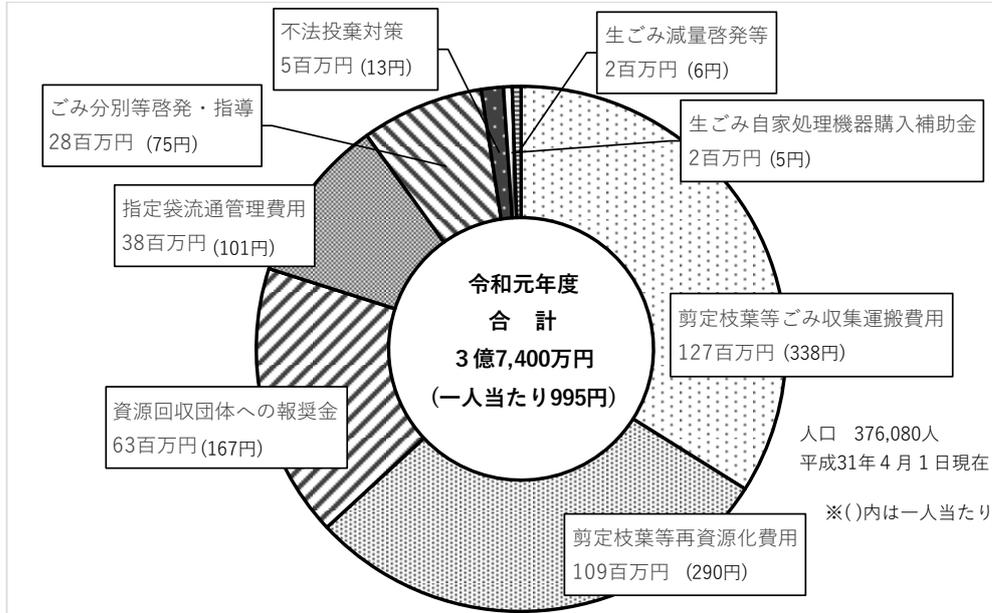
家庭ごみ処理手数料は、家庭ごみの減量を目的とし、ごみ指定袋を購入するとき販売店を通じて納めていただいております。リサイクルや更なるごみ減量のための事業の経費に充てています。

現在の家庭ごみ処理手数料有料制度を導入してから、13年目を迎えています。現在も家庭ごみ量は減少傾向が続いており、市「行政サービスの利用者の負担に関する基

準」に基づき3年に1回見直ししていますが、制度導入以降料金を据え置きとしています。

今後は、食品ロスやプラスチック廃棄物を削減するための施策など新たに対応すべき施策への財源とすることも検討する必要があります。

図2-1-38 家庭ごみ処理手数料の使いみち



(令和3年2月発行えこねこ通信)

### ウ 事業ごみ排出量の削減

近年の事業系ごみ排出量は横ばいであることから、事業者に対する啓発・指導を強化し、事業ごみの削減を図る必要があります。

なお、事業者はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとしています。事業ごみの分別の徹底、適正な処理を引き続き啓発・指導する必要があります。

## (2) 収集運搬に関する課題

### ア 家庭系可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入

国プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）に掲げる可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう取組を進めることとされていることから、導入を検討する必要があります。

### イ 更なる分別の徹底

充電式電池やスプレー缶を不燃ごみとして排出したことが原因でごみ収集車の火災が毎年10数件発生しており、車両の爆発や周辺住宅への延焼等の大事故につながる危険性があります。また、原因は特定できていませんが、不適正な分別が原因により平成31年4月に資源再生センターで火災が発生しました。これらを防止するために、市民へ分別の徹底を呼びかける必要があります。

ウ 適正に処理ができないごみへの対応

充電式電池内蔵製品や水銀含有製品等が家庭の中に多く見受けられるようになり、これらが不燃ごみとして排出されています。このようなものが多く排出されると資源再生センターの処理施設では適正に処理することが困難な状況になります。これらを適正に処理するための分別・回収方法を検討する必要があります。

エ 一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針

令和3年4月1日現在市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は192事業者（し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しています。

今後の事業系ごみ発生量及び社会情勢を予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討する必要があります。

(3) 処分に関する課題

ア 適正に処理ができないごみへの対応

充電式電池内蔵製品や水銀含有製品等が家庭の中に多く見受けられるようになりました。今後、これらが多く排出されると資源再生センターの処理施設では適正に処理することが困難な状況になります。これらを適正に処理するために外部委託等を検討し、処理フローを確保する必要があります。

イ プラスチック使用製品の廃棄物への対応

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルをすることとされており、市町村が行っている容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用することが想定されています。国の措置内容等を踏まえ、対応を検討する必要があります。

## 第2章 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

### 1 ごみの発生量及び処理量の見込み

#### (1) ごみの発生量の見込み

近年のごみ処理実績から一人一日当たりの発生量（g／人・日）を算出し、トレンド法を用いて将来の発生原単位を算出、将来人口を乗じて発生量を予測しました。

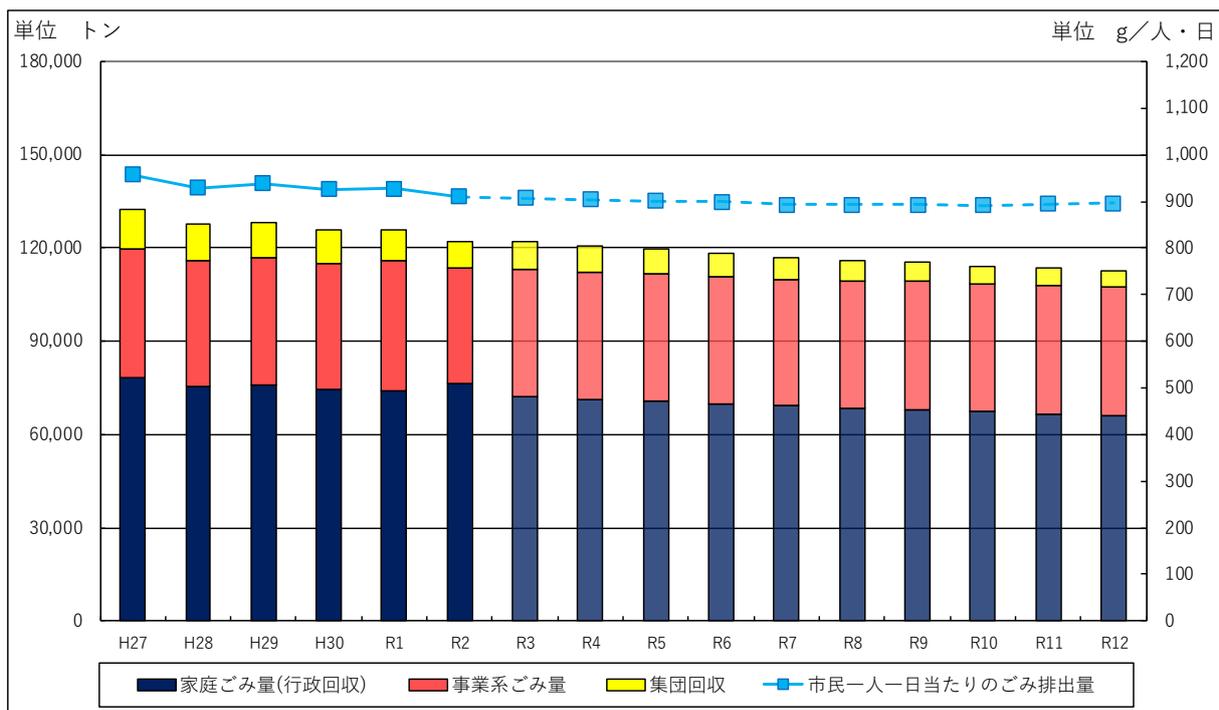
予測に当たっては、家庭ごみ及び集団回収については新型コロナウイルスの影響を除くため、平成27年度から令和元年度までの実績を基に発生原単位を算出しました。事業系ごみについては新型コロナウイルス及び令和元年東日本台風の影響を除くため、平成27年度から平成30年度までの実績を基に算出しました。

また、SDGsの観点から令和12年度(2030年度)までのごみ発生量を予測することで、目標値設定の検討材料とすることとしました。(表2-2-1)

#### (ごみ総量)

ごみ総量と市民一人一日当たりの発生量は、今後も減少していくことが見込まれます。(図2-2-1)

図2-2-1 ごみ総量と市民一人一日当たりのごみ発生量の見込み（令和3年度以降は推計値）

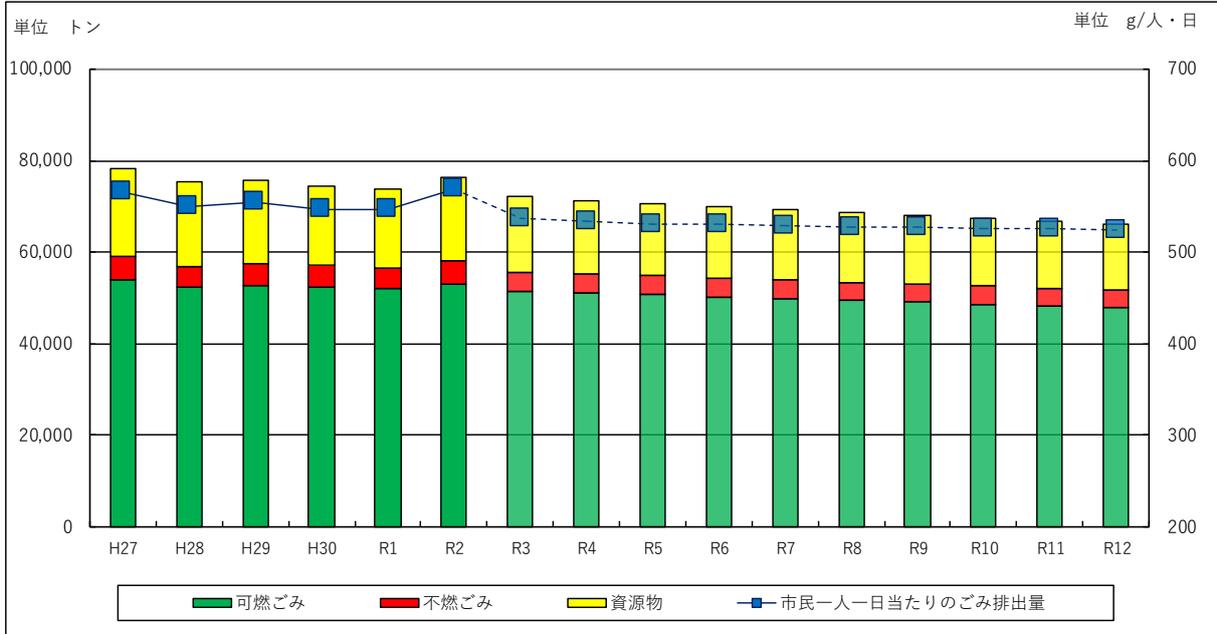


※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表（長野市企画課）を参照

(家庭ごみ量)

家庭ごみ量は、今後も減少していくことが見込まれます。特に資源物の減少が顕著です。市民一人一日当たりの発生量も減少していきます。(図2-2-2)

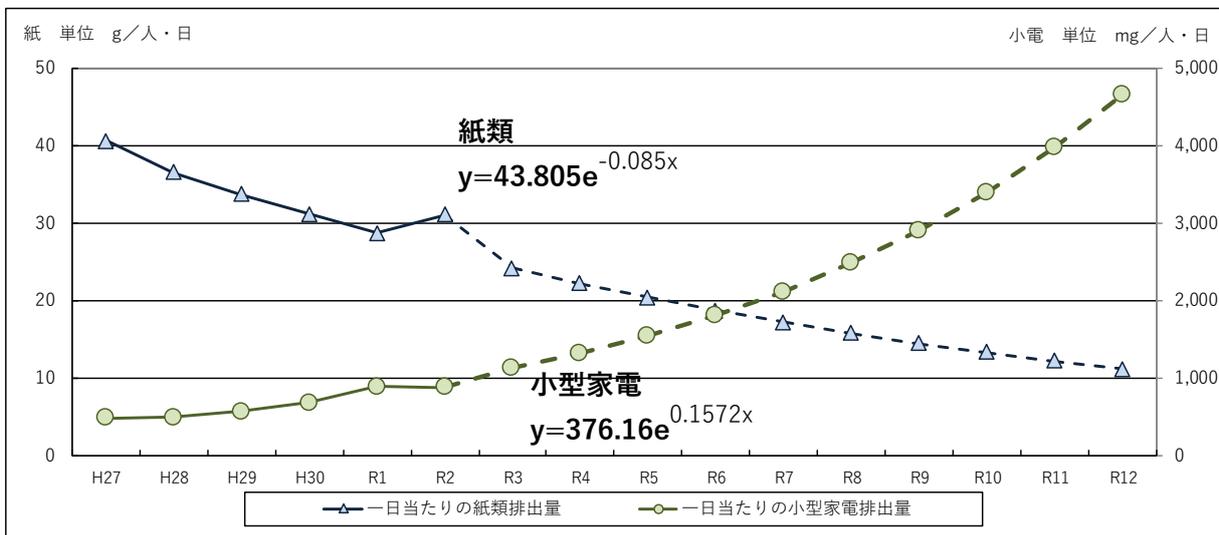
図2-2-2 家庭ごみ発生量(集団回収含まない)の見込み(令和3年度以降は推計値)



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表(長野市企画課)を参照

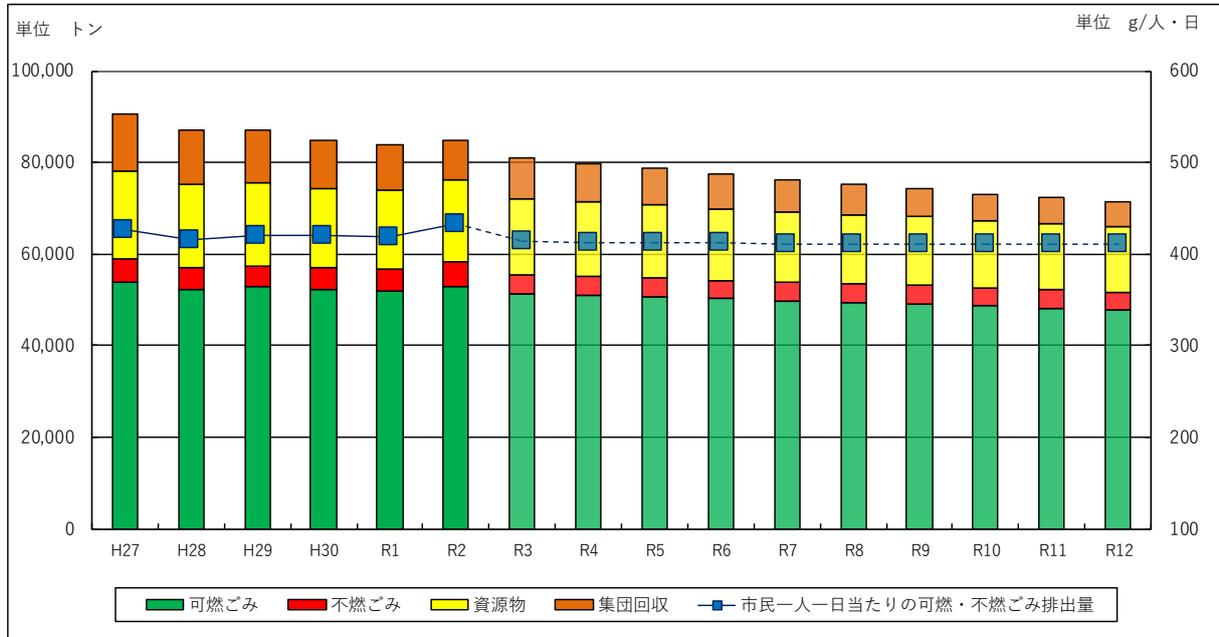
上記の推計に当たり資源物の発生量は、品目ごとに発生原単位を算出し集計しました。特に紙類の減少が著しい一方、平成27年度から回収している小型家電は、今後も回収量が増加していくことが見込まれ処理費用の増加が見込まれます。(図2-2-3)

図2-2-3 紙類と小型家電発生量の見込み(令和3年度以降は推計値)



集団回収を含む家庭ごみ量も今後も減少していくことが見込まれますが、市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量は減少幅が小さくなるが見込まれます。(図2-2-4)

図2-2-4 家庭ごみ発生量(集団回収含む)の見込み(令和3年度以降は推計値)

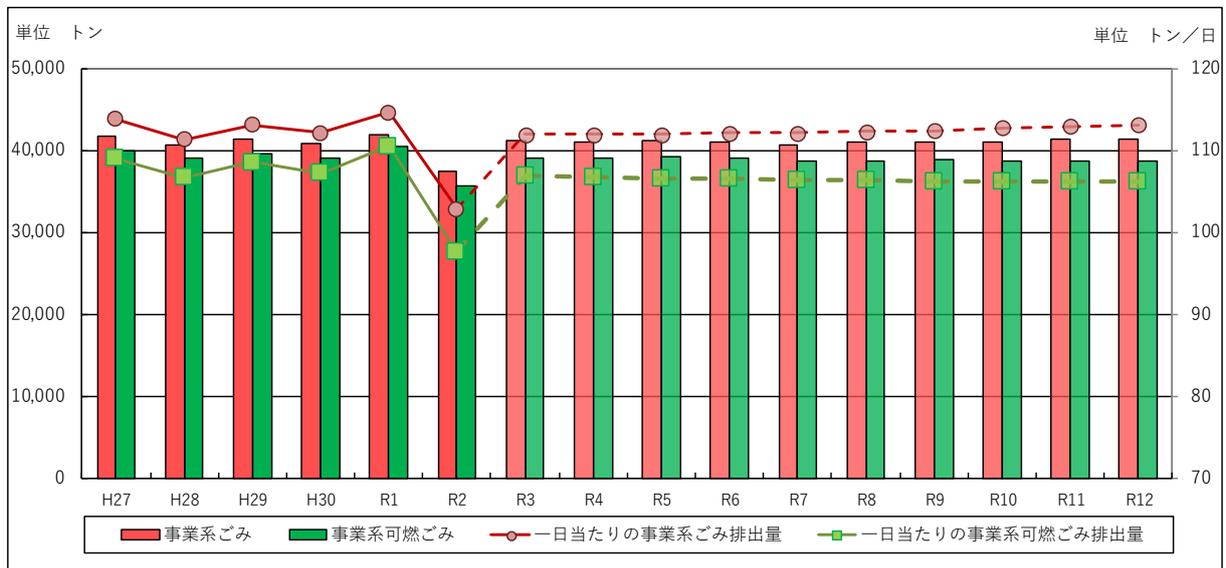


※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表(長野市企画課)を参照

(事業系ごみ量)

事業系ごみ量は、今後も横ばいが続くことが見込まれます。1日当たりの可燃ごみ発生量は、106~107トンで増減がありません。(図2-2-5)

図2-2-5 事業系ごみ発生量の見込み(令和3年度以降は推計値)

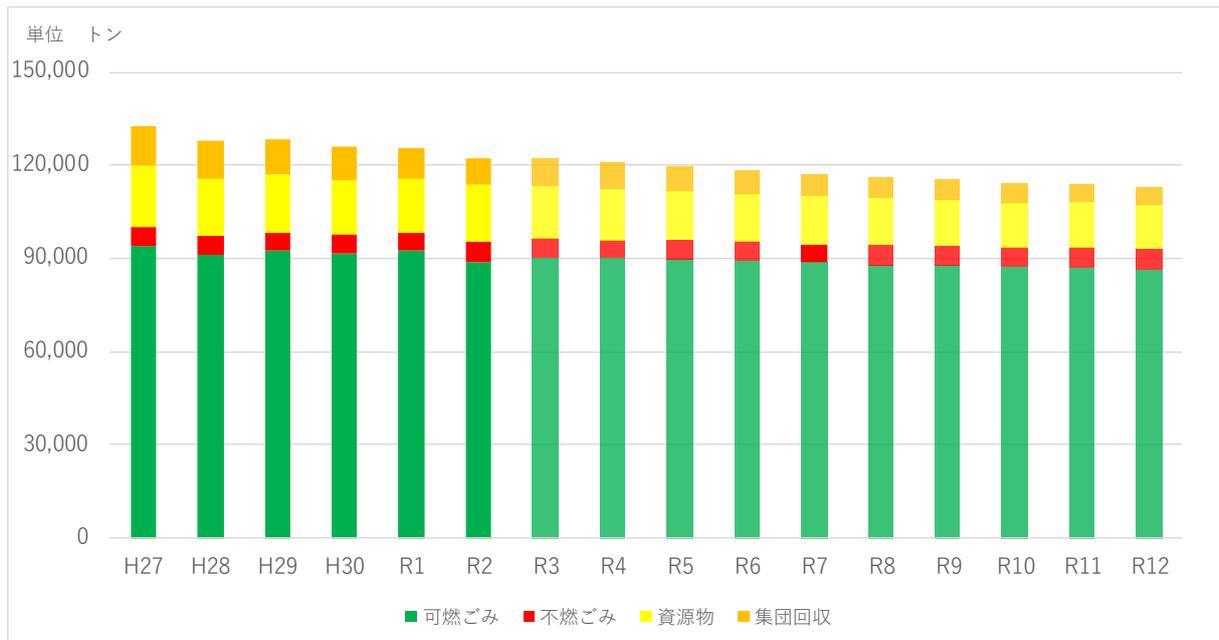


(2) ごみ処理量の見込み

(可燃ごみ、不燃ごみ、資源物)

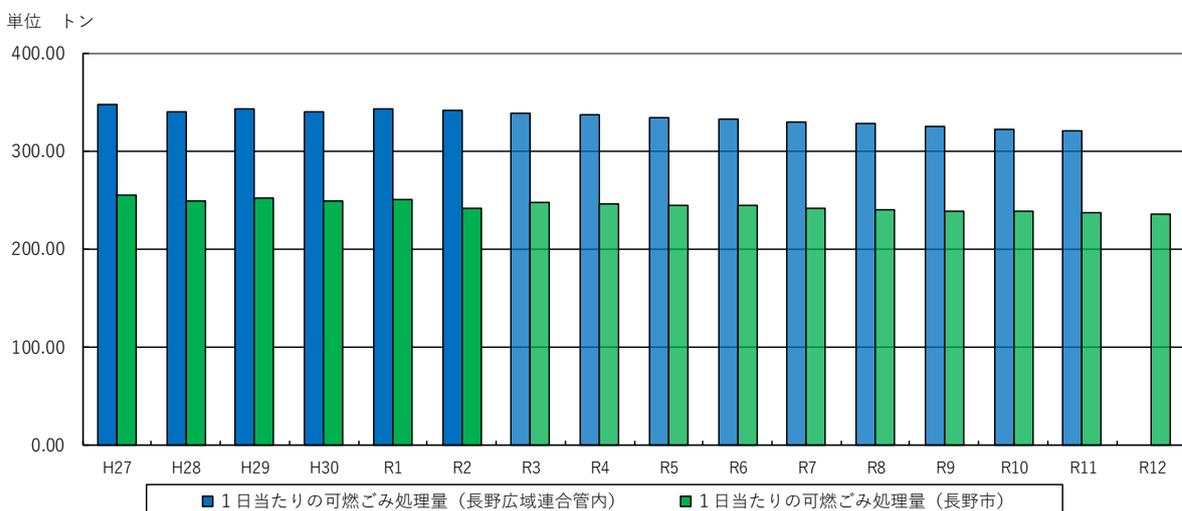
ごみ発生量見込みからごみの種類別の処理量を予測しました。ごみ処理量全体も可燃ごみ処理量も減少傾向が続きます。(図2-2-6)

図2-2-6 ごみ処理量の見込み (令和3年度以降は推計値)



可燃ごみは長野広域連合焼却施設で処理しています。長野広域連合が見込む可燃ごみ処理量は令和8年度で328.33トン/日です。長野市の令和8年度の可燃ごみ処理見込量は241トン/日であり、長野広域連合の処理量の範囲内となっています。(図2-2-7)

図2-2-7 1日当たりの可燃ごみ処理量 (令和3年度以降は推計値)



※長野広域連合ごみ処理広域化基本計画より

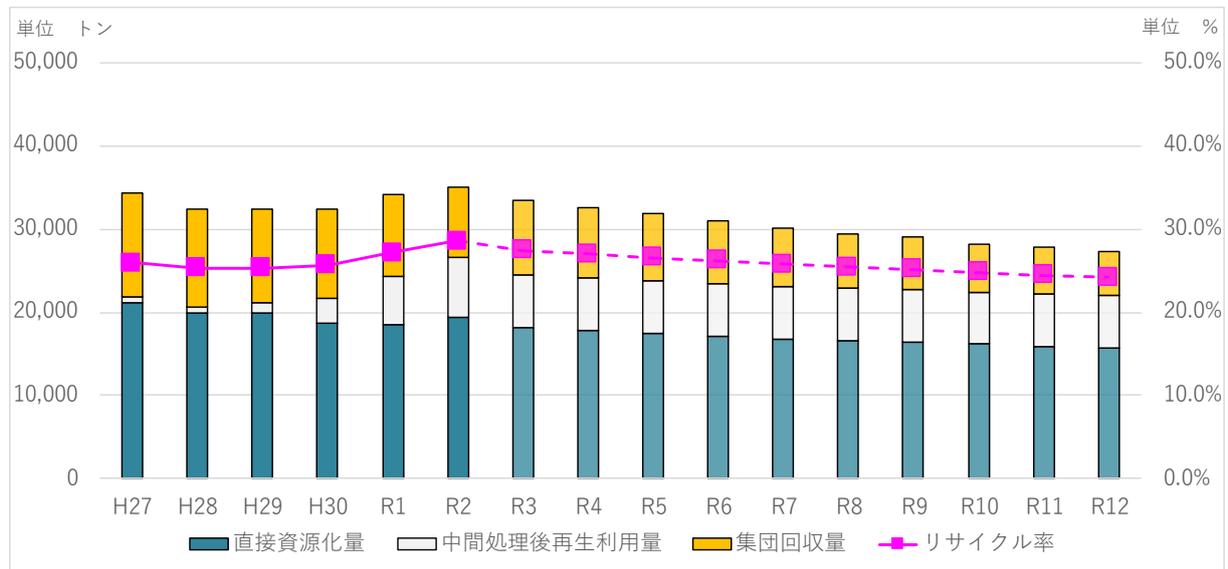
※ごみ処理広域化基本計画では将来予測を令和11年度まで行っている

(リサイクル率)

資源物の発生量が減少していくことに伴い、リサイクル率も減少していきます。ごみ発生量見込みからごみの種類別の処理量を予測しました。ごみ処理量全体も可燃ごみ処理量も減少傾向が続きます。

なお、長野広域連合千曲市B焼却施設が稼働すると中間処理後再生利用量が増加すると考えられますが、本計画では予測が困難なことから考慮していません。(図2-2-8)

図2-2-8 資源化量とリサイクル率の見込み (令和3年度以降は推計値)

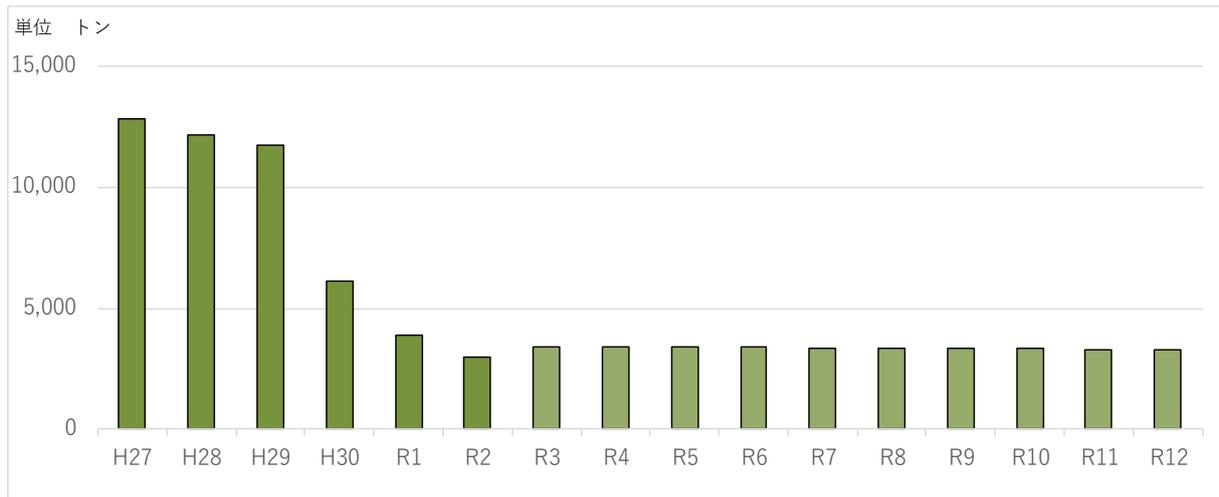


**(最終処分量)**

最終処分量は、今後横ばいが続くと予想されます。

なお、長野広域連合千曲市B焼却施設が稼働すると最終処分量が減少すると考えられますが、本計画では予測が困難なことから考慮していません。(図2-2-9)。

図2-2-9 最終処分量の見込み (令和3年度以降は推計値)



第2部 ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画

表2-2-1 ごみの発生量及び処理量の見込み

項目	年度	実 績						推 計												備 考
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
行政区域内人口	(人)	377,598	376,202	374,546	372,304	370,057	368,226	368,368	366,118	363,766	361,315	358,757	356,092	353,340	350,508	347,600	344,677	将来人口推計値		
行政区域内世帯	(世帯)	150,414	151,331	152,193	152,734	153,437	154,515	154,322	154,115	153,827	153,470	152,982	152,359	151,779	151,152	150,447	149,694	〃		
家庭系	年間収集量	(t/年)	78,234	75,250	75,753	74,308	73,868	76,359	72,063	71,381	70,745	69,978	69,260	68,531	68,112	67,314	66,699	66,098		
	可燃ごみ	(t/年)	53,974	52,363	52,791	52,314	51,930	52,966	51,362	51,048	50,726	50,246	49,891	49,390	49,143	48,615	48,212	47,807		
	不燃ごみ	(t/年)	4,982	4,631	4,721	4,732	4,725	5,253	4,168	4,143	4,127	4,088	4,059	4,029	4,009	3,966	3,933	3,900		
	資源物	(t/年)	19,278	18,256	18,241	17,262	17,213	18,140	16,533	16,190	15,892	15,644	15,310	15,112	14,960	14,733	14,554	14,391		
	紙	(t/年)	5,612	5,019	4,612	4,242	3,885	4,174	3,227	2,940	2,663	2,506	2,226	2,080	1,940	1,663	1,522	1,384		
	びん	(t/年)	2,252	2,143	2,094	2,060	2,008	2,120	2,017	2,004	1,864	1,846	1,833	1,820	1,811	1,791	1,776	1,761		
	缶	(t/年)	650	623	607	597	559	617	538	535	533	528	524	390	388	384	381	377		
	ペットボトル	(t/年)	504	510	506	533	494	540	538	535	533	528	524	520	517	512	507	503		
	PET製容器包装	(t/年)	3,549	3,460	3,449	3,423	3,368	3,525	3,361	3,341	3,328	3,297	3,274	3,249	3,233	3,198	3,172	3,145		
	剪定枝葉	(t/年)	6,523	6,306	6,773	6,195	6,665	6,925	6,588	6,548	6,657	6,594	6,547	6,629	6,595	6,653	6,577	6,542		
	その他資源物	(t/年)	188	195	200	212	234	239	264	287	314	345	382	424	476	532	599	679		
	乾電池	(t/年)	98	102	100	98	95	98	95	94	93	92	91	90	89	87	86	85		
	換食用油	(t/年)	3	4	4	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1		
	蛍光灯	(t/年)	21	22	19	19	16	21	15	14	13	12	11	10	10	9	8	8		
	小型家電	(t/年)	66	67	77	93	120	118	152	177	206	239	278	322	375	435	504	585		
原単位	(g/人・日)	567	549	555	547	546	569	536	534	531	531	529	527	527	526	526	524			
可燃ごみ	(g/人・日)	391	381	386	385	383	394	382	382	381	381	381	380	380	380	380	380			
不燃ごみ	(g/人・日)	36	34	35	35	35	39	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31			
可燃+不燃	(g/人・日)	427	415	421	420	418	433	413	413	412	412	412	411	411	411	411	410			
資源物	(g/人・日)	140	134	134	127	128	136	123	121	119	119	117	116	116	115	115	114			
紙	(g/人・日)	41	37	34	31	29	31	24	22	20	19	17	16	15	13	12	11			
びん	(g/人・日)	16	16	15	15	15	16	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14			
缶	(g/人・日)	5	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3				
ペットボトル	(g/人・日)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
PET製容器包装	(g/人・日)	26	25	25	25	25	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25			
剪定枝葉	(g/人・日)	47	46	50	46	49	52	49	49	50	50	50	51	51	52	52	52			
その他資源物	(g/人・日)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	5	5			
乾電池	(mg/人・日)	709	743	731	721	701	729	707	704	700	697	693	690	686	683	679	676			
換食用油	(mg/人・日)	22	29	29	15	22	15	18	16	15	14	13	13	12	11	10	10			
蛍光灯	(mg/人・日)	152	160	139	140	118	156	109	102	96	90	85	79	74	70	65	61			
小型家電	(mg/人・日)	478	488	563	684	886	878	1,131	1,323	1,548	1,812	2,120	2,481	2,903	3,398	3,976	4,653			
年間量	(t/年)	41,662	40,633	41,295	40,898	41,950	37,507	41,088	41,059	41,146	41,012	40,629	40,978	41,077	40,953	41,308	41,299			
可燃ごみ	(t/年)	39,882	38,963	39,604	39,115	40,436	35,618	39,055	39,055	39,162	39,055	38,690	38,690	38,796	38,690	38,690	38,690			
不燃ごみ	(t/年)	1,290	1,195	1,322	1,461	1,179	1,589	1,825	1,825	1,830	1,825	1,825	2,190	2,196	2,190	2,555	2,555			
資源物	(t/年)	490	475	369	322	335	300	208	179	154	132	114	98	85	73	63	54			
原単位	(t/日)	114	111	113	112	115	103	112	112	112	112	112	112	112	113	113	113			
可燃ごみ	(t/日)	109	107	109	107	111	98	107	107	107	107	106	106	106	106	106	106			
不燃ごみ	(t/日)	4	3	4	4	3	4	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7			
資源物	(kg/日)	1,339	1,301	1,011	882	915	822	569	490	422	363	312	269	231	199	171	148			
合 計	(t/年)	119,896	115,883	117,048	115,206	115,818	113,866	113,151	112,440	111,891	110,990	109,889	109,509	109,189	108,267	108,007	107,397			
可燃ごみ処理量	(t/年)	93,856	91,326	92,395	91,429	92,366	88,584	90,417	90,103	89,888	89,301	88,581	88,080	87,939	87,305	86,902	86,497			
不燃ごみ処理量	(t/年)	6,272	5,826	6,043	6,193	5,904	6,842	5,993	5,968	5,957	5,913	5,884	6,219	6,205	6,156	6,488	6,455			
資源物処理量	(t/年)	19,768	18,731	18,610	17,584	17,548	18,440	16,741	16,369	16,046	15,776	15,424	15,210	15,045	14,806	14,617	14,445			
可燃ごみ	(t/日)	256	250	253	250	252	243	248	247	246	245	243	241	240	239	238	237			
不燃ごみ	(t/日)	17	16	17	17	16	19	16	16	16	16	16	17	17	17	18	18			
資源物	(t/日)	54	51	51	48	48	51	46	45	44	43	42	42	41	41	40	40			
焼却処理量	(t/年)	96,608	94,116	95,169	95,698	97,246	93,678	95,031	94,697	94,474	93,852	93,114	92,951	92,798	92,125	92,055	91,623			
焼却物発生率	(%)	96.48%	96.88%	96.68%	98.03%	98.96%	98.17%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%			
最終処分量	(t/年)	12,848	12,189	11,752	6,143	3,905	2,974	3,421	3,409	3,401	3,379	3,352	3,346	3,341	3,317	3,314	3,298			
埋立物発生率	(%)	13.30%	12.95%	12.35%	6.42%	4.02%	3.17%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%			
最終処分率	(%)	9.70%	9.55%	9.16%	4.88%	3.11%	2.43%	2.80%	2.82%	2.84%	2.85%	2.87%	2.88%	2.89%	2.91%	2.92%	2.93%			
直接資源化量	(t/年)	21,162	19,972	19,891	18,776	18,561	19,420	18,120	17,743	17,417	17,138	16,775	16,558	16,391	16,142	15,952	15,774			
中間処理後再生利用量	(t/年)	669	576	1,288	2,953	5,675	7,188	6,424	6,402	6,386	6,344	6,295	6,283	6,273	6,228	6,223	6,194			
中間処理後再生利用率	(%)	0.69%	0.61%	1.35%	3.09%	5.84%	7.67%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%			
リサイクル率(集団回収除く)	(%)	18.21%	17.73%	18.09%	18.86%	20.93%	23.37%	21.69%	21.47%	21.27%	21.16%	20.99%	20.86%	20.76%	20.66%	20.53%	20.45%			
年間量	(t/年)	12,528	11,800	11,266	10,605	9,926	8,375	8,921	8,460	8,024	7,546	7,097	6,651	6,356	5,900	5,597	5,296			
紙類	(t/年)	12,151	11,422	10,911	10,266	9,591	8,124	8,605	8,152	7,722	7,253	6,809	6,369	6,078	5,629	5,329	5,032			
吉布類	(t/年)	116	120	114	104	107	58	100	97	94	91	88	85	83	80	77	75			
缶	(t/年)	124	129	129	128	135	133	138	140	143	144	147	149	151	152	155	157			
びん	(t/年)	137	129	112	107	93	60	78	71	65	58	53	48	44	39	36	32			
原単位	(g/人・日)	91	86	83	78	73	62	66	63	60	57	54	51	49	46	44	42			
紙類	(g/人・日)	88	83	80	76	71	60	64	61	58	55	52	49	47	44	42	40			
吉布類	(mg/人・日)	839	874	834	765	790	432	743	724	706	689	672	655	639	623	608	593			
缶	(mg/人・日)	897	940	944	942	997	990	1,027	1,049	1,072	1,095	1,119	1,143	1,167	1,192	1,218	1,244			
びん	(mg/人・日)	991	940	819	787	687	446	582	532											

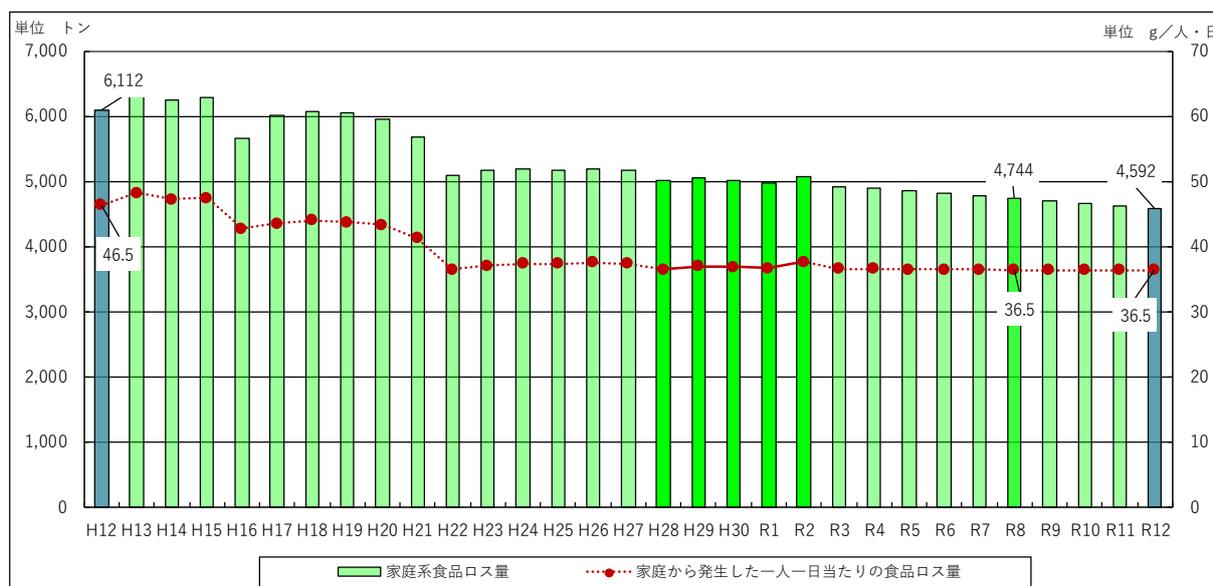
### (3) 食品ロス量の見込み

#### (家庭系食品ロス)

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、本市の2000年度(平成12年度)から2030年度(令和12年度)までの食品ロス量を推計しました。(図2-2-10)

現在の予測では、令和12年度の家庭系食品ロス量は、4,592トン、市民一人一日当たりでは36.5グラムとなります。平成12年度と比較すると、1,520トン、市民一人一日当たりでは10.0グラムの削減する見込みであり、SDGsや食品ロス削減基本方針に掲げる食品ロス量の半減は達成できない見込みです。令和12年度を見据えて令和8年度の数値目標を設定する必要があります。

図2-2-10 家庭系食品ロス発生量の見込み (平成12~27年度、令和3~12年度は推計値)



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表(長野市企画課)を参照

※平成12~令和12年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に平成28~令和元年度の組成割合(9.6%)を乗じて算出、推計した

## 2 ごみの排出抑制のための方策に関する事項（役割分担）

廃棄物については、循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則に則り、まず、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な処分を確保することが基本です。

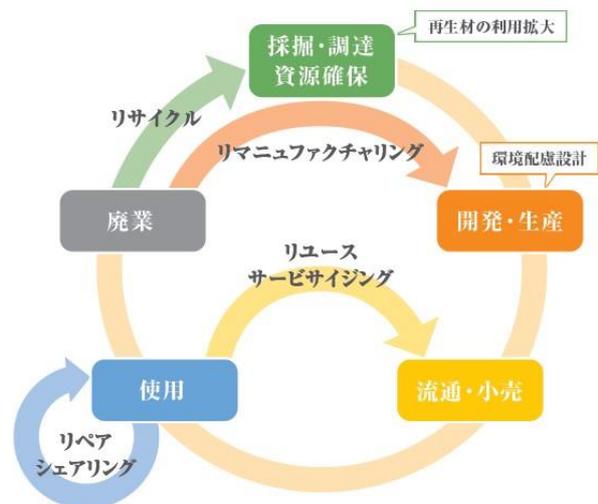
「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うために、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

（図2-2-11）

ごみの排出抑制のための市民、事業者及び市の役割分担は、次のとおりとします。

また、この役割分担を通じて貢献するSDGsのアイコンを示します。

図 2-2-11 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環



環境省第四次循環型社会形成推進基本計画パンフレットより



### (1) 市民の役割

市民は、日常生活の中でごみを排出していることから、自らの日常生活における一人ひとりの行動が重要であることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取り組みを進めて「4 R（発生抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換）」（以下、4 R）に努めるものとします。

具体的には、商品の購入に当たっては、不要なもの（過剰な包装など）は断ることや、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品を選択すること、商品の使用に当たっ



では、修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べきりや使いきり等に努めるものとし、次に掲げる事項に取り組むものとしします。

### ア あるを尽くして 食品ロスの削減

まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくよう心掛けるものとしします。

特に、食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買活動に努めるものとしします。

また、外食時においては適量な注文、食べ残しの削減等を心掛け、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとしします。

なお、市では、「あるを尽くして 食品ロス削減5カ条」を次のとおり定め、市民の皆さんに取り組んでいただきたいことを啓発しています。

1	買い物前、食材チェックを忘れずに 食べ切る分の購入を心掛け
2	買い物中、ふと手にしたくなった物 <u>期限も棚も手前から</u> 地球にやさしいお買い物
3	週末は、残りの食材でエコ調理、残った料理はお弁当にリメイク
4	食べ切れないお中元とお歳暮は、期限前にフードドライブへ提供
5	宴会でも、家庭でも、「あるを尽くして」ごちそうさまでした

### イ プラスチックと賢く付き合う プラスチック廃棄物の削減

軽くて丈夫な性質により、容器包装に使われ、私たちの生活になくしてはならないものとなったプラスチック。さまざまな場面で私たちの豊かな生活を支えてくれているプラスチックが、ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は、地球規模での環境汚染が懸念されており、こうした問題の解決に向けては市民、事業者、団体、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

プラスチックと賢く付き合い、プラスチック廃棄物を削減していくものとしします。

なお、市では、「プラスチックと賢く付き合うための3R」を次のとおり定め、市民の皆さんに実践いただきたいことを啓発しています。

1	Refuse 使わない	そもそも、余計なプラスチックを使わない、もらわない、買わない
2	Responsible 責任をもつ	プラスチックを使うときは、捨てるときまで責任をもって使う
3	Rebon 生まれ変わらせる	使い終わったプラスチックはきちんとリサイクルできるようにする

### ウ 集団回収への積極的な参加

古新聞、古雑誌、布類、空き缶及び空きびんは、地域で実施する集団回収へ出すことにより地域財源の確保や地域コミュニティの育成にも役立ちます。特に、びんを集団回収へ出すことは、リユースびんをいわゆる「生きびん」として循環させることに

なり、環境負荷の低減に資することができます。さらに、集団回収は、第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」の考え方に合致し、SDGsの実現に向けた考え方と言えることから、集団回収へ積極的に参加するものとします。

## エ 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、買い物袋やマイバッグ等を持参し、また簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース）を使っている商品を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組むものとします。

## オ 更なる分別の徹底

ごみを排出する場合は、「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」や「家庭用資源物とごみの出し方保存版」をよく確認し、適正な分別を行うものとします。特に、プラスチック製容器包装については、理解を深め適正な排出を行うものとします。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、テイクアウトや家庭での食事機会が増えたことでプラスチック廃棄物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の排出量が増えたとしても、適正な排出を心掛けるものとします。

## カ 処理が困難な廃棄物への理解

ボタン電池、コイン電池、リチウムイオン電池など電池だけでも多様な種類の商品が流通しています。また、大容量の充電式電池が内蔵された小型家電製品が家庭内で多く見受けられるようになりました。このようなものが適正な処理先へ排出されず、不燃ごみとして多く排出されるようになると、ごみ集積所や収集車の火災につながる可能性があることや、資源再生センターの処理施設の効率的な運営が困難な状況になる可能性があります。排出方法を理解し、適正に排出するものとします。

## キ ごみ集積所の適正な管理

定期収集ごみは、ごみ集積所から定日収集します。ごみ集積所については、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所）としていることから、ごみ集積所を適正に管理するものとします。

## (2) 事業者の役割

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うことを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4Rに努めるものとします。

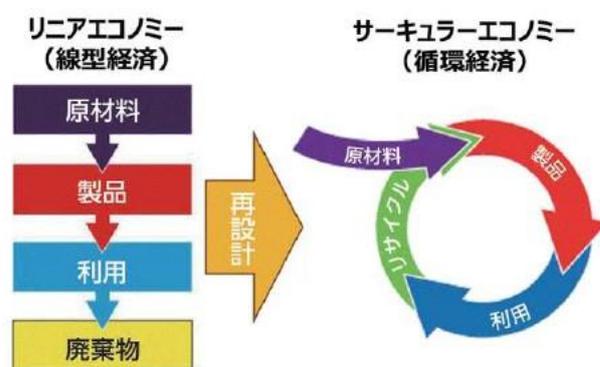
具体的には、事業活動全般において、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が可能な商品、適正な処理が困難となら



ない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕、回収体制の整備を行い、資源の消費をできる限り抑制し、資源効率性の向上に努めるとともに、サーキュラーエコノミーへの移行を検討するものとします。(図2-2-12)

また、一般廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら廃棄物処理技術にかかる調査研究を行い、取組を進めて4Rに努めるものとします。

図 2-2-12 サークュラーエコノミー  
サーキュラーエコノミーとは



(資料:オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 –Government-wide Program for a Circular Economy」(2016)より環境省作成)

環境省令和3年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書より

## ア 分別の徹底

事業ごみは、まず産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。排出事業者の責任を自覚し、ごみの発生段階で徹底的に分別して事業系一般廃棄物となる可燃ごみを減量するものとします。

## イ ライフサイクル全体で徹底的な資源循環

「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体で排出されるごみを抑制し、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うものとします。

## ウ 食品ロスの発生抑制

食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入の工夫や、消費期限が近づいてきている商品の値引き販売等、食品がごみとならないよう販売方法を工夫するものとします。

## エ 流通容器包装廃棄物の発生抑制

容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、肉薄化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リユースびんの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効率的な容器包装とするよう努めるものとします。

## オ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制するものとします。また、従業員ひとり一人がものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するものとします。

また、これらの取り組みを適切に消費者へ情報提供することにより、消費者の理解の促進に努めるものとします。

### (3) 市の役割

市は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民や事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとします。



#### ア 食品ロス発生の実態把握・削減への取り組み

SDGsや食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減することとしています。本計画の計画期間は令和8年度(2026年度)までですが、令和12年度(2030年度)を見据え、食品ロス発生の実態把握、そして食品ロスを削減する方策等を検討するものとします。

#### イ プラスチック廃棄物削減への取り組み

軽くて丈夫な性質により、私たちの生活になくてはならないものとなったプラスチックがごみとなった場合は、その処分に多くの経費がかかっています。新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化にも対応したプラスチック廃棄物を削減する方策等を検討するものとします。

#### ウ 家庭系可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討

国プラスチック資源循環戦略(令和元年5月)に掲げる可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう取組を進めることとされていることから、導入を検討するものとします。

#### エ 家庭ごみ処理手数料有料制度の検証

家庭ごみ処理手数料は、家庭ごみの減量を目的とし、ごみ指定袋を購入するとき販売店を通じて納めていただいております。リサイクルや更なるごみ減量のための事業の経費に充てています。

今後も市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回見直すものとし、食品ロスやプラスチック廃棄物を削減するための新たな施策などへの財源とすることを検討するものとします。

### 3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本市のごみの分別区分は、家庭ごみ並びに事業ごみは次に掲げるとおりとします。

なお、国や県におけるごみ処理行政の動向に大きな変更があり、本市のごみ処理体制の適正化が更に図られる場合等には、本計画又は長野市一般廃棄物処理実施計画において見直すものとします。

#### (1) 家庭ごみ

家庭ごみの分別方法等は、次に掲げるとおりです。具体的な排出方法は、地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」等により周知するものとします。

##### ア 定期収集及び拠点回収ごみ

定期収集及び拠点回収ごみは、ごみ集積所及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が収集運搬を行うものとします。

#### 8分別 18種別

区分		具 体 例	排 出 方 法
可 燃 ご み		生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、プラスチック製容器包装区分外の軟質プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。  濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。
		家庭灰	
不 燃 ご み		せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢、プラスチック製容器包装区分外の硬質プラスチック類など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。
資源物	プラスチック製 容器包装	シャンプーのボトル、カップ麺の容器、レジ袋等のプラマークのついているプラスチック製容器包装 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。

	<b>紙類</b>	①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙 に4分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	<b>ビン類（乾電池含む）</b>		
	<b>ビン類</b>	①無色透明 ②茶色 ③その他の色 に3分別	ビンと乾電池はバラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のコンテナへ出す。ただし、視覚障がい者については、ビンに分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シールを貼って出すことができる。
	<b>乾電池</b>	充電式電池やボタン電池を除く	
	<b>缶類</b>	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
	<b>ペットボトル</b>	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのペットボトルマークのついているプラスチックボトル 	フタ・ラベルを取り、バラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。
	<b>剪定枝葉等</b>	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋（市指定以外の袋）に入れてプラ・枝葉ステーションへ出す。（※）
その他拠点回収する資源物	<u>（家庭用使用済蛍光灯）</u>	割れていないものに限る。（割れているものは、不燃ごみとして出す。）	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所へ持ち込む。
	<u>（廃食用油）</u>	家庭で使い終わった植物性の廃食用油	サンデーリサイクル会場へ持ち込む。
	<u>（家庭用使用済小型家電）</u>	電気や電池で動く電子・電気機器	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店へ持ち込む。

	<p>(家庭用携帯電話・スマートフォン)</p>	<p>家庭で使わなくなったもの</p>	<p>市本庁、支所の使用済み小型家電リサイクルBOXへ入れる。</p>
--	--------------------------	---------------------	-------------------------------------

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

イ 一時多量ごみ

家庭から一時的に多量に発生するごみについては、次のいずれかにより処理するものとします。

なお、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターへ持ち込むごみの受け入れ基準は、別に定めるものとします。

- a 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターへ、不燃ごみは市資源再生センターへ持ち込む。
- b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ処理施設への運搬を依頼する。

ウ 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）については、次のいずれかにより処理するものとします。

なお、b～dは、特定家庭用機器廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取り義務を負わないものの処理方法を掲げています。

- a 原則として、購入店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- b 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所または資源再生センターに持ち込む。
- c 郵便局でリサイクル料金支払い後、資源再生センターまたは一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼する。
- d ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物については、直富商事(株)へ排出者が自ら持ち込むか一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼し、別途処理料金を支払うことにより地域方式で処理する。

エ 市ごみ処理施設で処理できない廃棄物

家庭から出るタイヤ、コンクリートブロック等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物については、市資源再生センターで事前に予約受付し、市資源再生センターストックヤードで受け入れを行うものとします。

オ スプリングマットレス等

コイル状のスプリングを使用したマットレス及びソファ等は、次のいずれかにより処理するものとします。

- a 排出者が自ら市資源再生センターへ持ち込み予約し、市資源再生センターストックヤードに持ち込む。
- b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ運搬を依頼するか、同事業者に搬入する。

## (2) 事業ごみ

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとし、

事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理するものとし、

なお、特別管理一般廃棄物である感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原体の拡散防止の観点から、より安全に配慮した取り扱いを要することから、他の廃棄物と分別するものとし、

- ア 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは市資源再生センターに自己搬入する。
- イ 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者に自己搬入する。
- ウ 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- エ 上記のほか、本市のごみ減量に資することが認められる処理方法は、長野市一般廃棄物処理実施計画で定めるものとする。